

# 口座振込と債権の差押禁止性・相殺禁止性の帰趨

深 谷 格

## 目次

- 第一章 はじめに
- 第二章 立法過程
  - 第一節 債権の差押禁止規定の立法過程
  - 第二節 差押禁止債権の相殺禁止規定に関する立法時の議論
- 第三章 口座振込と差押禁止性・相殺禁止性の帰趨に関する日本の判例・学説の展開
  - 第一節 判例の展開
  - 第二節 学説の展開
- 第四章 口座振込と差押禁止性の帰趨に関するフランス法の展開
  - 第一節 一九九一年の民事執行法改革以前の状況
  - 第二節 一九九一年の民事執行法改革
  - 第三節 一九九一年の民事執行法改革以降の状況
- 第五章 検 討
  - 第一節 口座振込と差押禁止性の帰趨について
  - 第二節 口座振込と相殺禁止性の帰趨について

## 第一章 はじめに

債務者の生活保障、生計維持のために、当該債務者の有する一定の債権が差押禁止債権として法定され、債務者（Ⅱ差押禁止債権の債権者）に現実の給付を得させることとされている。この趣旨を活かすために、民法五一〇条は、差押禁止債権を受働債権とする相殺を禁止している。

では、このような差押禁止債権が目的とする給付が、債務者（Ⅱ差押禁止債権の債権者）の銀行口座に振り込まれ、預金債権となった場合でも、当該預金債権を差し押さえたり、当該預金債権を受働債権とする相殺を行ったりすることは、依然として禁止されることになるのであろうか。

これについて、預金債権は差押禁止性を承継していないから、差押も相殺も禁止されないという見解が有力であり、判例も同様の立場に立っている。すなわち、この問題については、従来、差押禁止性の承継に否定的な下級審の裁判例が積み重ねられてきたが、差押禁止債権にかかる給付が銀行口座に振り込まれ、預金債権となった場合に、当該預金債権を受働債権とする相殺を容認した最高裁判決が平成一〇年に出され、これによって判例の立場は一応固まったといえる。<sup>①</sup><sup>②</sup>

しかし、差押禁止債権にかかる給付が口座に振り込まれただけで、差押禁止性や相殺禁止性が失われると解するのは、形式論理にすぎないのではないだろうか。特に、給与の口座振込制が普及している現在、債務者（Ⅱ差押禁止債権の債権者）にとって、給与債権と、当該給与債権の目的たる給付が口座に振り込まれたことによって発生した預金債権とは実質において変わらないのに、かかる預金債権を差押や相殺の対象となりうるものとして処理することは、差押禁止規定の趣旨を没却すること

になるのではないだろうか。

本稿では、差押禁止規定や差押禁止債権の相殺禁止規定について、立法過程に遡ってその趣旨を検討した後、差押禁止債権にかかる給付が口座に振り込まれた場合の差押禁止性・相殺禁止性の帰趨に関する日本の判例・学説や、この問題に関するフランス法の展開を概観し、現在の日本の判例の態度に対する対案を提示するための手がかりを得たいと考えている。フランスでは、この問題について一定の判例の蓄積があり、かつ、一九九一年から一九九二年にかけてなされたフランス民事執行法の全面改正において、差押禁止債権にかかる給付が口座に振り込まれた場合の差押禁止性の帰趨に関し、明文の規定が設けられたからである。

## 第二章 立法過程

### 第一節 債権の差押禁止規定の立法過程

一定の債権の差押えを禁止する規定は、現行の民事執行法一五二条にあるほか、さまざまな特別法の中に存在する。<sup>(1)</sup>ここでは、債権の差押禁止に関する基本法である民事執行法、及びその前身である旧民事訴訟法（明治三三年法律二九号）における強制執行法規の立法過程を概観してみよう。

#### 1 旧民事訴訟法（明治三三年法律二九号）の成立まで

日本における強制執行制度の沿革は以下の通りである。明治一六年にフランスの法学者ボワソナードによって日本訴訟法財産差押法草案が作成されているが、これは施行されなかった。その後、明治一八年にドイツ人テッヒヨールによって民事訴訟法草案が作成され、これは法典調査会法律取調委員会において審議され、修正を受けた。かくして、ドイツ法を基本的に継受した民事訴訟法案が作成され、明治二三年に民事訴訟法として公布され、翌年から施行されることとなった。<sup>(2)</sup>

法典調査会における立法過程では、差押禁止債権及びこれと関連する差押禁止動産に関する規定はどのように形成されてきたのであろうか。

まず、法典調査会法律取調委員会の報告委員がテッヒヨール草案に修正を加えて会議の原案とした最初期の草案だと思われる民事訴訟法草案第二十四回第六五九条<sup>(3)</sup>には、差押禁止動産に関する規定があり、同第二十五回第七〇七条<sup>(4)</sup>には、差押禁止債権に関する規定がある。後者の規定は次の通りである。

第七〇七条 下二記スル債権ハ之ヲ差押フルコトヲ得<sup>(5)</sup>

第一 民法ニ依レル養料

第二 債務者カ義捐建設所ヨリ又ハ第三者ノ慈恵ニ因リ受クル継続ノ収入但其収入ハ債務者自身及ヒ其家族ノ生計ノ為メ必要ナルモノニ限ル

第三 疾病、罹災又ハ死亡ノ為メノ貯金預所ヨリ受取ル可キ金額

第四 士官及ヒ文武官員ノ給料但吏員ノ如キ確定ナル地位ヲ有セサル者又ハ一時需要ノ為メ公務ニ従事スル者ヲモ包含ス  
第五 右ノ者ノ恩給金及ヒ年金

第六 手工補助人、職工又ハ雇人カ其勞力又ハ役務ノ為メ受ケタル報酬但報酬權利者カ其勞力又ハ役務ヲ以テ全ク其生計ヲ立テ又ハ主トシテ其生計ヲ立ツルトキニ限ル

第七 官庁ニ寄託シタル身元金又ハ保証金

第八 特別ノ法律ヲ以テ差押ヲ禁シタル債權

明治二一年九月五日會議議案として同年九月一日に送付された民事訴訟法草案議案第四十一号 第五九九条<sup>(6)</sup>において、前掲七〇七条のうち、第四号以下が次のように修正された。

第四 下士官ノ給料並ニ恩給及ヒ兵卒ノ給料

第五 出陣ノ軍隊又ハ役ニ服シタル軍艦ノ乗組員ニ属スル軍人軍属ノ職務上收入

第六 文武ノ官吏、神職、僧侶及ヒ公立教育場ノ教師ノ職務上收入、恩給及ヒ其遺族ノ扶助料

第七 職工又ハ雇人ノ其勞力又ハ役務ノ為メ受クル報酬

第二項 第一号第六号第七号ノ場合ニ於テ職務上收入恩給又ハ其他ノ收入一年間ニ三百円ヲ超過スルトキハ其超過額ノ三分ノ一ヲ差押フル事ヲ得

第三項 前項ノ場合ニ於テハ訴ノ提起後ノ時間及ヒ訴ノ提起前最後ノ三ヵ月間ノ養料ニシテ債務者ノ婦及ヒ嫡正ノ子ヲ満足セシムル為メ差押ヲ為ストキハ前項金額ニ拘ハラズ差押ヲ為ス事ヲ許ス

このように、旧七〇七条第四、第五号の規定が拡充され、士官や文武官員の概念に含まれない神職、僧侶の収入も差押禁止の対象とされた。また、旧草案と異なり、差押禁止の範囲に制限が設けられた。

その後、民事訴訟法草案第七編第二章以下ノ調査按第二回第六八〇条<sup>(7)</sup>において、旧七〇七条第一号の「民法ニ依レル養料」が「法律上ノ養料」に修正され、民事訴訟法草案第七編第二章以下調査案第六八〇条においては、旧七〇七条第三号「疾病、罹災又ハ死亡ノ為メノ貯金預所ヨリ受取ル可キ金額」が、まだこのような「貯金預所」が日本にないことを理由に削除された<sup>(8)</sup>。

このようにして形成されてきた債権の差押禁止規定は、その後さらに修正された。民事訴訟法草案議案第四十一号 第五九条第一項第六における「公立教育場ノ教師ノ職務上収入」という文言が「公立、私立ノ教育場教師ノ職務上ノ収入」に修正され、私立学校の教師の収入も差押禁止の対象となり、第二項における「超過額ノ三分ノ一」という文言が「超過額ノ半額」になり、第三項が削除されて、明治二三年に公布された民事訴訟法の第六一八条となった。

さて、動産の差押禁止規定の中に金銭の差押を禁止する条項がある。このような条項は、前述の民事訴訟法草案第二十四回第六五九条にはなく、明治二一年七月二五日会議議案として同年七月二三日に送付された民事訴訟法草案議案第三十八号 第五六〇条にはじめて、差押禁止動産として、第六号に「文武ノ官吏、神職、僧侶及ヒ公立教育場ノ教師ニアリテハ差押ヨリ次期ノ俸給又ハ恩給支払マテノ時間ニ於テ職務上収入又ハ恩給ノ差押ヲ受ケサル部分ニ相当スル金額」が掲げられている<sup>(9)</sup>。これは明治二一年一二月二二日以降に出された民事訴訟法再調査案第六一八条<sup>(10)</sup>においてもほとんど変更されていないが、明治二三年に公布された民事訴訟法第五七〇条第六号では「文武ノ官吏、神職、僧侶及ヒ公立、私立ノ教育場、教師ニ在テハ第六一八条ニ規定スル職務上ノ収入又ハ恩給ノ差押ヲ受ケサル金額但差押ヨリ次期ノ俸給又ハ恩給ノ支払マテノ日数ニ応シテ之ヲ計

算ス」と修正され、私立学校の教師の収入も差押禁止の対象となるとともに、差押禁止の範囲が日割り計算で算出されることに修正された。

立法直後に立法担当者によって著されたある注釈書によると、民事訴訟法五七〇条第六号と同六一八条五号とがやや「相對」しているが、後者が「未タ債務者ノ手ニ受領セサルモノ即チ債權ニ対スル場合」の規定であるのに対し、前者は「既ニ債務者カ受領シ其手中ニ存スル金額ニ対スル場合」の規定であるとされる<sup>(11)</sup>。しかし、口座に振り込まれた金銭が「未タ債務者ノ手ニ受領セサルモノ」と「既ニ債務者カ受領シ其手中ニ存スル金額」のいずれであるかについては、言及されていない。実際上も、賃金の口座振込制が始まったのは昭和以降であるようなので、立法当時は検討の必要がなかったと考えられる<sup>(12)</sup>。

## 2 民事執行法（昭和五四年法律四号）の成立まで

(1) 第二次世界大戦終結まで

戦前の強制執行法の改正は、断片的にしかなされていない。そのうち、差押禁止財産に関する改正として、昭和一〇年法律一五号<sup>(13)</sup>がある。これは、昭和二年の経済恐慌以降の農村の疲弊等による「農業者ノ窮状ヲ緩和スル為」に、強制執行法の全面改正に先立って行われたものである。すなわち、この改正は、差押禁止財産の範囲の拡大を目的とした改正で、民事訴訟法五七〇条二号の「債務者及ヒ其家族ニ必要ナル一个月間ノ食料及ヒ薪炭」を「債務者及ヒ其家族ニ必要ナル三ヶ月間ノ食料及ヒ薪炭」に改め、五七〇条ノ二を新設して、「債務者カ誠実ニシテ債務履行ノ意思」を有し、かつ「債權者ノ經濟ニ甚シキ影響ヲ及ホサルモノト認ム可キ顯著ナル事由アルトキ」には、「債務者ノ申立」によって、裁判所が差押禁止財産の範囲の拡

張を決定しうる旨定めている。

これに対し、差押禁止債権の範囲の拡張の可否は改正の対象とならず、昭和三年の改正まで、差押禁止動産の場合との不均衡が続くことになった。

## (2) 第二次世界大戦後の強制執行法の改正

まず、昭和二三年法律一四九号による改正を挙げなければならない。この改正において、差押禁止債権の範囲が改められ、かつ、五七〇条ノ二を準用する六一八条ノ二が新設され、「債務者ノ申立」によつて、裁判所が差押禁止債権の範囲の拡張を決定しうる旨定められた。

次に、昭和二四年法律一一五号による改正は、五七〇条一項六号の適用を六一八条一項五号に掲げる収入（官吏、神職、僧侶及び公立私立ノ教育場教師ノ職務上ノ収入、恩給及び其遺族ノ扶助料）だけでなく同項六号に掲げる収入（職工、労役者又ハ雇人カ其勞力又ハ役務ノ為ニ受クル報酬）にも及ぼすこととなった。

その後、昭和二九年七月に、法制審議会に強制執行制度部会が設置され、強制執行法の全面改正の作業が進められることになった。

昭和四六年一二月に、法務省民事局参事官室が、「強制執行法案要綱案（第一次試案）」を公表した。その「第四百十 差押禁止債権の範囲」第2項において、給料額にに応じて、差押禁止の範囲が段階的に拡大していくとする立法の提言がなされ、さらに、「(注) 次の点については、なお検討すること」として、(3)に「差押禁止債権が預金債権に転化した場合にも、当該預金債権につき第一項及び第二項を適用すべきか。また、この場合において、預金債権のうち給料等に基づくものについての

差押禁止額は、差押えの日から次期の収入の支払の日までの日数に応じて計算した額に限るべきか。」という論点が掲げられた。<sup>(14)</sup>従って、少なくともこの時点で、貸金債権が銀行口座に振り込まれた場合の差押禁止性の帰趨は問題として明確に意識されていたといえる。

昭和四八年九月に、先の「第一次試案」の修正案として、法務省民事局参事官室によって「強制執行法案要綱案（第二次試案）」が公表された。その「第二百十七（旧第四百四十） 差押禁止債権の範囲」第四項として、「第一次試案」第四百四十（注）（3）の趣旨が盛り込まれ、「給料等の弁済として当該債権につき債務者の預金口座に払い込まれた場合においては、その預金債権のうち差押えの日から次期の給料等の支払の日までの日数に応じて計算した金額に相当するもの（給料等につき差押えがされていないときは、第二項の限度を超える部分）は、差し押えることができないものとする。」という条項が付加された。<sup>(15)</sup>立案担当者は、この規定を付加した理由を「かかる給料の口座払込金については、解釈上差押禁止の規定が準用されるとする説もあるが、給料債権と預金の払戻債権（特に他の預金と混同すると）とは別異のものといわざるをえず、差押禁止とするは、明文の規定を要するものと考えた」と述べ、規定の運用については、「預金の差押を受けた債務者が、当該預金が給料の払込分（その割合的金額）であることを主張して、差押命令の一部取消を得るという方法で、適用されることとなろう」と予測している。<sup>(16)</sup>

ところが、立法技術上の問題もあり、結局、昭和五三年四月に衆議院に提出された民事執行法案における差押禁止債権に関する規定である第一五二条は、口座払込金の取り扱いに言及していない。この問題については民事執行法一五三条に差押禁止範囲の変更に關する規定を設けることよつて対処することとなり、これらの規定は現行法（条文番号も同じ）となつてい<sup>(17)</sup>る。

## 第二節 差押禁止債権の相殺禁止規定に関する立法時の議論

現行民法五一〇条は、差押禁止債権を受働債権とする相殺を債権者（当該差押禁止債権の債権者）に対抗できないものと規定し、かかる相殺を禁止している。この規定の成立に至る過程を見てみよう。

まず、現行民法五一〇条は、第九回帝国議會（明治二十九年二月二十八日～三月一四日）において、政府から衆議院に提出された「民法中修正案」では第五〇九条となっており、さらに、この「民法中修正案」第五〇九条は、法典調査会に提出された民法第一議案の第五〇七条に相当する。五〇七条は、起草委員の説明によれば、旧民法財産編五二六条三号を修正したもので、これは、さらに遡ってポワソナードの民法典草案では、五四八条（『プロジェ初版』では同条二号、『プロジェ新版』では同条四号）にあたる。<sup>(21)</sup> すなわち、ポワソナード民法典草案五四八条は、法定相殺が生じない場合を規定しているが、その第二号（ないし第四号）は、「債権の一方が、債権者に関して差押不能な価値を目的としている場合」となっている。

ポワソナードはこの規定の注釈において、「いくつかの物や権利は、その所有者や名義人の保護の目的で、法律によつて差押不能と宣言される<sup>(22)</sup>」と述べ、相殺については常に代替物を前提としなければならないから、「金銭あるいは食料品で支払可能な扶養定期金のみが問題となりうる<sup>(23)</sup>」と述べる。そして、扶養定期金債権を受働債権とする相殺は、強制的な弁済に等しく、差押えと等価であるから、不可能であるとする。すなわち、彼によれば、差押禁止債権（「債権の一方が、債権者に関して差押不能な価値を目的としている場合」）といつても、実際には扶養定期金債権のみが相殺禁止の対象となり、かかる債権を受働債権とする相殺が禁じられるわけである。<sup>(24)</sup>

ただし、ボワソナードの注釈には若干説明不足の点があつて、上記はあくまでフランス民法を前提とした説明であり、日本民法の草案の説明としては、上の文章に続く次のような記述も併せ読む必要がある。

すなわち、ボワソナードは「フランス民法典（一二九三条三号）とイタリア民法典（一二八九条三号）は、扶養料債権に關してのみ、この相殺の例外を設定した。本草案は、相殺の例外を差押不能の全ての場合に一般化している。したがつて、もし、ある法律が、既に公務員の俸給について存在しているように、私人の俸給、賃金、報酬の差押えを少なくとも一部でも禁ずるならば、当該俸給ないし賃金債権の債務者は、債権者が彼に対して負担している負債との相殺によつて、差押可能な部分を越えて、当該俸給ないし賃金を天引きすることはできない」と述べる。<sup>(25)</sup>

以上をまとめると、ボワソナードの民法典草案は、差押禁止債権の相殺に關して、次のような趣旨で規定していたと考えられる。相殺は強制的な弁済という性格を有し、差押えと同視しうるので、差押禁止債権を受働債権とする相殺は禁じられる。ある債権が差押禁止とされるのは、名義人（債権者）保護の目的からである。差押禁止債権の例として、扶養料債権（扶養定期金債権）、賃金債権等が挙げられる。

ボワソナード民法典草案を翻訳したものを司法省法律取調委員会が審議したが、この審議は、調査案審議とその後報告委員によつて作成されて再度提出された再調査案についての審議といふ二段階に分かれた。<sup>(26)</sup> 調査案審議（明治二十二年三月一四日の會議）では、五四八条第三号は「債権ノ一カ債権者ニ対シテ差押フルコトヲ得サル有価物ヲ目的トスルトキ」と翻訳されたうえで、栗塚省吾報告委員が「債権者ニ対シテ」という文言を削除するという提案を行い、この提案は認められている。<sup>(27)</sup> 再調査案審議（明治二十二年一〇月一五日の會議）では、五四八条第三号は「債権ノ一カ不可押ナル有価物ヲ目的トスルト

キ」とされた後、「債権ノ一カ差押フルコトヲ得サル有価物ヲ目的トスルトキ」と改められている。<sup>(28)</sup> この文言は、そのまま旧民法財産編五二六条三号の文言となった。

民法典論争とそれに続く民法施行延期の後、法典調査会に提出された民法第一議案の第五〇七条は「債権カ差押ヲ禁シタルモノナルトキハ其債務者ハ相殺ニ因リテ債務ヲ免ルルコトヲ得ス」と規定している。起草委員の穂積陳重は次のように主張している。すなわち、債権の差押えを禁じた趣旨は当該債権の処分の禁止にあり、この趣旨を明確にするため、差押禁止債権については相殺も主張することはできないとすべきである。旧民法五二六条の文言によれば、差押禁止債権については、それを自働債権とする相殺も受働債権とする相殺も禁じられることになるが、およそ権利の放棄ということは可能であるから、差押禁止債権を自働債権とする相殺は容認すべきだという趣旨で、このような文言に改めたと説明している。そのうえで、さらに五〇七条を「債権カ差押ヲ禁シタルモノナルトキハ其債務者ハ相殺ヲ以テ債権者ニ対抗スルコトヲ得ス」と修正すべきであると提案している。<sup>(29)</sup> ただし、前述のように、ポワソナードは、差押禁止債権を受働債権とする相殺を禁じたのであって、自働債権とする相殺は禁じていなかったのであるが、旧民法五二六条はそのような趣旨を明示していない。したがって、確かに、旧民法五二六条は、差押禁止債権を自働債権とする相殺も受働債権とする相殺も禁じているように読める。これに対し、法典調査会では差押禁止債権を受働債権とする相殺のみを禁じる修正がなされ、結局、ポワソナードの草案に回帰することとなった。以上の立法過程での議論の焦点は、次の二点に集約されよう。

①差押禁止債権は、その名義人（債権者）保護の目的で、差押が禁じられているのであり、これはすなわち、債権の処分ないし強制的な弁済を禁じる趣旨であるから、相殺も主張できないこととすべきである。差押禁止債権の例として、扶養料債

権（扶養定期金債権）、賃金債権等が挙げられる（が、これはあくまでも例示であり、立法によって差押禁止の範囲が拡大すれば、相殺禁止の範囲もそれに応じて拡大する）。

②ただし、差押禁止の受益者である差押禁止債権の債権者からする相殺は、一種の権利放棄と考えると、これを禁止すべきではなく、あくまでも差押禁止債権を受働債権とする相殺のみを禁止すべきである。

### 第三章 口座振込と差押禁止性・相殺禁止性の帰趨に関する日本の判例・学説の展開

#### 第一節 判例の展開

民事執行法制定以前において、差押禁止債権にかかる給付が預金口座に振り込まれた場合の当該給付の差押えの可否に関する判例は見当たらないようである。ただし、関連する裁判例として、次に掲げる〔1〕大阪地裁岸和田支判昭和五五年七月二五日判時九九三号七七頁がある。

〔1〕大阪地裁岸和田支判昭和五五年七月二五日判時九九三号七七頁

（事案）Xは、Yの過失によって発生した交通事故によって損害を受け、Yに対して損害賠償請求権を取得した。AがYの代理人として請求した自賠責の保険金がAの口座に振り込まれた。XはYのAに対する預り金返還請求権について仮差押申請をし、仮差押決定がなされた。これに対して、Yが預り金返還請求権は差押禁止債権であるとして異議を申し立てた。

〔判旨〕「自賠法一八条は、制度の社会保障的性格に基づいて交通事故の被害者等の保険会社に対する請求権について差押禁止を定めているが、その差押禁止の範囲は被害者等の保険会社に対する請求権そのものについてであり、その請求権の支払いにより得られた金銭についても差押禁止は及ばない」。『本件の様に差押禁止債権の目的物たる金銭が債務者〔Y〕の代理人である第三債務者〔A〕に支払われた場合の右代理人に対する金銭引渡請求権も差押禁止の対象とならない』。

〔1〕は、差押禁止債権とされていた自賠法一八条の請求権が（同じ債権者の）預金債権に転化した事例ではないが、第三者に対する預り金返還請求権という別の債権に転化した場合に、差押禁止性が消滅すると判示している。この点で、差押禁止債権にかかる給付が預金口座に振り込まれた場合（差押禁止債権が預金債権に転化した場合）に、差押禁止性も消滅するとう立場と軌を一にする。

〔2〕新潟地判昭和六〇年一月二十九日判時一二七六号五二頁

（事案）XはY銀行から融資を受ける条件として、Xが厚生年金保険法に基づいて給付を受ける老齢年金の振込先をYとの間で締結した普通預金契約に基づいて開設した普通預金口座と指定し、振り込まれた年金は適宜借受金の返済に振替充当し、その支払いが完了するまでは普通預金契約は解約できない旨を約した。Xはこの借受金の完済前に当該普通預金契約を解約する旨の意思表示をしたが、Yは当該普通預金口座の解約手続をしないでいたところ、社会保険庁より当該口座宛に老齢年金給付金の振込送金を受けた。XはYに対し、不当利得返還請求として本訴を提起した。YはXに対する貸付残債権を自働債権と

し、Xの本訴債権を受働債権とする相殺の意思表示を行った。

〔判旨〕「Xが受給している老齡年金は厚生年金保険法に基づく年金であり、「右年金受給権は同法四一条一項により譲渡、担保提供及び差押えが禁止されている」。「老齡年金の振込指定、振込金の弁済充当特約とあわせて振込先の預金口座を存続させることを目的とする不解約特約（本件不解約特約）を付することは、振込を受けた老齡年金給付金を本件貸付債務の弁済充当資金として固定させ、Xの老齡年金給付金の使途を拘束することになり、これはまさにXの老齡年金受給権を差押え又は担保に供するのと同じの目的を達することになる」から「本件不解約特約は前記規定の適用を潜脱するものであつて、無効」である。「Yは、振込指定があるからといつても、社会保険庁から振り込まれた老齡年金給付金について指定された預金口座がなくなったのであるから」「右金員の受働権限を有しない」。したがつて、「Yは法律上の原因なくしてXの受けた老齡年金給付金を取得したものであるが、「右金員についてXがYに対し有する不当利得返還請求権は、老齡年金の支払がなされた結果の金員についてのものであるから、Yがこれを受働債権として相殺に供することは、特段の事情のない限り禁止されるものでもなく、また公序良俗に反するものでもない」。

このように、「2」は、預金口座に振り込まれた老齡年金給付金の差押えについては、厚生年金保険法上の差押禁止規定を潜脱するものとして認めないが、この振り込まれた給付金についての不当利得返還請求権を受働債権とする相殺は容認している。

〔3〕 福岡高裁宮崎支決昭和六〇年一〇月三〇日民事執行法関係裁判例要旨集二二二六頁<sup>(1)</sup>

〔事案〕 Xは昭和六〇年六月二日自衛隊を退職し、六月分給与と退職金を支給されることになっていたが、昭和五五年七月二八日Yらの申立による債権差押取立命令により各その四分の一の差押を受けていたため、右差押部分を控除した残額として、昭和六〇年六月二日給料残三万余円、退職金残一二〇二万余円との合計一二〇六万余円がXの普通預金口座に振り込まれ（当日残高一六九九円）、Xは同日中に七〇〇万円と五〇〇万円とを二回に分けて引き出し、うち後者の中から三〇〇万円を定期預金とした（それらが、本件差押の対象となった）。

〔判旨〕 「このようにXは高額な退職金を、うち相当部分を即日引出し、本件定期預金はそのうちの一部であることを考えば、他に特段の事情のない限り、その源資が退職金の一部であるからといって、そこにまで差押禁止の効果を均霑せしめる理由はないようにも思われる。」しかし乍ら本件においては「Xは病身で稼働能力なく、一家の生計は長男の家庭教師による月七万円程度の収入で細細と暮らしていることが認められる」から「現に手元に留めた本件各預金は、少くとも現時点においては、Xの生活の維持のため欠くことのできない資金であつて、当面他にこれを補てんする途もないことが認められるので法一五三条によりその取消を求めるXの申立は理由がある」。

〔3〕は、事実関係が必ずしも明確ではない点もあるが、差押禁止債権にかかる給付が銀行口座に振り込まれた場合やさらにその口座から引き出して別の預金口座に入金した場合には、差押禁止性は消滅すると解しているように思われる。ただし、民事執行法一五三条による差押命令の取消（差押禁止範囲の変更）という仕方での当該預金債権の債権者の保護を図っている。

これは差押えに関する限り、「2」と反対の立場であり、民事執行法一五三条の活用を図った（公刊されたものとしては）最初の裁判例であろう。

〔4〕東京高判昭和六三年一月二五日判時一二七六号四九頁

（事案）〔2〕の上告審である。Xは〔2〕がこの相殺を容認することにより結局、Yの厚生年金保険法潜脱を容認しているとして上告した。

（判旨）「本件口座に振り込まれた年金は預金に転化し、Xの一般財産と混同するのであって、Yが年金受給権自体を差押え又はこれに担保権を設定したものではないから、本件不解約特約が厚生年金保険法四一条一項の規定を潜脱するものとはいえない。してみれば、本件不解約特約は無効とはいえないから、Yが本件振込指定及び本件充当特約に基づき本件口座に振り込まれ預金となった本件年金に相当する金額を本件貸付債務の弁済として充当することは当然許される」。

このように、「4」は差押禁止債権にかかる給付が預金口座に振り込まれた場合（差押禁止債権が預金債権に転化した場合）に、差押禁止性も消滅するという立場に立っている。「4」は預金者の一般財産との混同に言及しているが、この混同が差押禁止性の消滅の理由なのか否かは、必ずしも明確ではない。

[5] 東京高決平成二年一月二二日金法一二五七号四〇頁

(事案) 妻Xは夫Yに対し、婚姻費用分担金債権に基づき、Yの普通預金債権の差押決定の申立てをなし、右債権差押決定が関係人に送達された。Xは東京都の私立学校教職員であった者であり、その預金口座は、東京都職員共済組合退職年金、私立学校教職員共済組合年金および厚生年金の振込を受けることを目的として開設されたものであった。そこで、Yは、差し押さえられた債権は、特別法(地方公務員等共済組合法五一条、私立学校教職員共済組合法二五一条、厚生年金保険法四一条)上の差押禁止の債権であるとして、差押命令全部の取消を求めた。これを認容した原審決定(浦和地裁川越支決平成元年一〇月二〇日平成元年(ヲ)第三三三三号)に対して、Xが執行抗告を申し立てた。

(判旨) 「地方公務員等共済組合法五一条、私立学校教職員共済組合法二五一条、厚生年金保険法四一条は、いずれも、右各法に基づく給付を受ける権利は差し押さえることができない旨を定めているから、それに基づく給付が受給者の預金口座に振り込まれて金融機関に対する預金債権となった場合においても、受給者の生活保持の見地からする右差押禁止の趣旨は尊重されるべきであり、右のような預金債権の差押命令は、その取消しを不当とする特段の事情がないかぎり、民事執行法一五三条一項の適用により、取り消されるべきである。」 「本件請求債権は、もっぱら前記各年金収入をもって支払われることを前提に審判された婚姻費用分担金債権の六か月分であり、しかも、その分担金債権月額一七万円は、年金収入月額二九万六二〇〇円の五七%以上に当たるところ、他方、差押命令送達時に現存した預金債権は、前記各年金の年額合計の四分の一以下に過ぎないのであるから」「X、Y双方の生活状況を考慮しても、本件については、差押命令の取消しを不当とする特段の事情がある」といふべきであり、民事執行法一五三条一項を適用して差押命令を取り消すのは相当でない」。

このように、「5」は本事案の解決としては差押えの効力を認めたが、差押禁止債権にかかる給付が預金口座に振り込まれた場合、当該預金債権の差押命令については、受給者の生活保持の見地から、差押禁止債権の範囲の変更に關する規定（民事執行法一五三条）を適用して取り消しうる可能性を認めている。すなわち、受給者を差押えから保護する方策を示した点で、「3」と同趣旨であり、「4」よりも一歩前進しているといえる。さて、受給者保護の見地から民事執行法一五三条を援用する学説は、通例、預金口座への振込によって差押禁止性が消滅するとの前提に立っている。<sup>2)</sup>しかし、「5」は預金口座への振込によって、差押禁止性が消滅するか否かについては明言していない。

〔6〕東京高決平成四年二月五日判タ七八八号二七〇頁

（事案）必ずしも明確ではないが、XはYに対して、YのA銀行に対する預金債権の差押を申し立て、債権差押命令に基づいて、当該預金債権が差し押さえられた。しかし、YのAに対する普通預金口座（本件口座）は、Yの受給する厚生年金及び国家公務員共済年金の振込口座となっており、昭和六二年一月二日以降の本件口座への入金は、もっぱら各年金の振込に基づくものであった。Yは身体障害により働くことができず、年金収入のみに頼って生活をしていたため、本差押えの取消を求めて本執行抗告に及んだ。

（判旨）「差押えの禁止が定められている給付であっても、いったんそれらが受給者の預金口座に振り込まれた場合は、その全額を差し押えることは何ら違法となるものではない」。「なぜなら、それらの年金などの給付が銀行口座に振り込まれた場合は、その法的性質は年金受給者の当該銀行に対する預金債権に変わるものであるし、さらに、右銀行預金債権差押えの申

立てがあった場合、執行裁判所としては、債務者及び第三債務者を審尋することは予定されていない（民事執行法一四五条二項）以上、当該預金の原資を知ることが甚だ困難であり、「民事執行法一五三条一項の申立てがないのに、差押命令発令の当初から預金の中身が年金などの振込みに基づくものであるかどうかなどを考慮の上、差押えの当否や範囲を制限することは相当でない」。「もっとも、厚生年金保険法や国家公務員等共済組合法等により差押えができない旨定められている給付について、それらが受給者の預金口座に振り込まれた場合においても、受給者の生活保持の見地から右差押禁止の趣旨は尊重されるべきである。しかしその救済としては、民事執行法一五三条一項所定の申立てが可能であり、執行裁判所は、債務者から右申立てがなされた場合、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部または一部の取り消しを行うことができる」とされているのである。」

〔6〕は〔4〕と同様に、預金口座への振込によって、差押禁止性が消滅すると解しており、〔5〕で必ずしも明らかでなかった点について明確な態度をとっている。そのうえで、当該預金債権の差押命令は、受給者の生活保持の見地から、差押禁止債権の範囲の変更に關する規定（民事執行法一五三条）を適用して取り消しうるものと判示している。

〔7〕札幌地判平成六年七月一八日判時一五三二号一〇〇頁

（事案）XはY銀行との間で、平成二年四月四日、「たくぎんローンカード契約」という当座貸越契約を締結した。他方、YはXの使用者であるAとの間で、平成三年四月一〇日、Aの委託に基づいて、Yが、Aの従業員に対する給与を同人の預金

口座に振り込む事務を行うことを内容とする給与振込みに関する契約を締結した。平成四年一月二一日到達の書面で、Xの代理人BはYに対し、Xが多重債務を負って正常な債務の弁済が困難な状況にあるので、Bが債務の整理を受任した旨通知した。Yは、YのXに対する貸金債権について期限の利益を喪失させ、Xに対し、貸金元金を一括返済するよう催告した。Yは、平成四年二月七日、XがAから給与の振込を受けていた本件普通預金口座に保全登録をかけた。YはAから二月一〇日支払の給与振込資金の支払を受けていたが、Xの給与の振込をしなかった。二月一〇日の午前中にXは本件預金口座から給与の払出しをしようとしたが、できなかった。同日午後、YはXの給与を本件預金口座に振り込んだ。Yは同日昼前頃、Bに対して、本件貸金債権と預金債権を対当額をもって相殺する旨の意思表示（本件第一の相殺）をした。Yは、同日午後、Bに対して、本件貸金債権と預金債権を対当額をもって相殺する旨の意思表示（本件第二の相殺）をした。Bは同月一二日、Yに対し、公開質問状と題する文書を送付した。Yは同日、本件預金口座の残高を復元したが、預金の支払停止の処理は継続した。Xは、同月二二日、Yに対し、本件損害賠償請求訴訟を提起した。Yは、同日午後、本件預金口座の預金の支払停止を解除した。その後、本件預金口座の残高はゼロとなった。

〔判旨〕（労働基準法二四条違反の論点を除く）「Yが本件第一の相殺をした」時には、「未だ、本件預金口座にXがAから支払を受ける給与」が「振り込まれていなかった」から「給与相当額」については、XのYに対する預金債権として発生しておらず、したがって、本件第一の相殺は、右給与相当額については相殺適状にない債権債務についての相殺であって無効である。「差押えの禁止が定められている給付であっても、いったん受給者の預金口座に振り込まれた場合は、その法的性質は受給者の銀行に対する預金債権に変わるのであるから、本件預金債権を受働債権とする本件第二の相殺について、民事執行

法一五二条一項、民法五一〇条違反をいうことはできない。もつとも、差押えの禁止が定められている給付について、受給者の預金口座に振り込まれた場合においても、受給者の生活保持の見地から右差押禁止の趣旨は尊重されるべきであつて、民事執行法・一五三条一項の申立てが可能であり、執行裁判所は、債務者から右申立てがされた場合、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部または一部の取り消しを行うことができるのであるが、Yが、本件預金債権の大部分がXがAから支払を受ける給与を振り込んだものであることを知っていたことを前提としても、立法論としてはともかく、現行の民事執行法一五二条一項、民法五一〇条の解釈からは、右差押禁止の趣旨を尊重し、実質的に差押禁止債権にあたるか否かを判断するということとはできない」から、「本件第二の相殺が、民事執行法一五二条一項、民法五一〇条違反の違法なものであるということとはできない。」ただし、YはXの給与の「振込みの日」に「本件相殺特約に基づいて、本件貸金債権を自働債権として、右給与振込み後の本件預金債権を受働債権として本件相殺の意思表示をしたこと」、「右給与振込み以外に入金は見込めなかつたこと」、Yは「Yが本件相殺を行えば、受働債権である本件預金債権の大部分は右給与が振り込まれたものであつたことから、Xの債務整理計画がたたなくなること及びXの生活がなりたたなくなることを知っていたこと」等から、「Yの本件第二の相殺は、その時期、意図、態様を、民事執行法一五二条一項、民法五一〇条、破産法一〇四条二号の趣旨に照らすと、右給与相当額については、支払停止後の債務者の最低限の生活保持の趣旨及び支払停止後の任意整理の過程における債権者間の公平の趣旨に反し、相殺の担保的機能を期待する合理的な理由に欠け、Xに対する関係においても、もはや権利の濫用であつて許されない」。

〔7〕は、〔3〕、〔4〕、〔6〕と同様に、預金口座への振込によって、差押禁止性が消滅すると解し、その場合の救済も民事執行法一五三条によるとする点で〔6〕と同趣旨であるが、預金口座への振込によって、相殺禁止性も消滅すると判示した最初の裁判例である。もっとも、具体的な事案の解決としては、この相殺を権利濫用だと認定し、債務不履行責任を認めている。

〔8〕 釧路地裁北見支判平成八年七月一九日金法二四七〇号四一頁

〔事案〕 XはY<sub>1</sub>信用金庫に、普通預金口座（本件預金口座）を開設していた。XはY<sub>2</sub>（国）から、老齢厚生年金と老齢基礎年金、労災保険金の支給を受けており、これらは本件預金口座に振り込まれていた。Y<sub>1</sub>とXは、訴外AがY<sub>1</sub>に対して負担する貸金債務について、Xを連帯保証人とする旨の連帯保証契約を締結した。Xの代理人Bは、Y<sub>1</sub>に対し、Xは怪我のため病院通いをしていて仕事ができなくなったことから今後の債務の弁済は不可能な状態にある旨を通知した。Y<sub>1</sub>は、前記貸金債権につき、Aとの間で締結した信用金庫取引契約で定められた期限の利益喪失事由に該当するとして、Xに対し、貸金債権の残額を一括して弁済するよう催告した。その後Y<sub>1</sub>は、前記信用金庫取引契約で定められた差引計算の規定に基づき、Xに対して有する保証債務履行請求権と、XのY<sub>1</sub>に対する本件預金口座にかかる預金債権を対当額で相殺する旨の処理を行った。そこで、Xは、右相殺の対象となった受働債権は差押等禁止債権であり、これを相殺に供することは強行規定に反し無効・違法であると主張して、Y<sub>1</sub>に対して相殺にかかる金額を不当利得としてその返還を求めるとともに損害賠償の支払いを求め、併せてY<sub>2</sub>に対し、Y<sub>1</sub>が無効・違法となる相殺をしないよう指導・監督する義務があるのにこれを怠った不法行為があると、損害賠償を請求した。

〔判旨〕「振込払の方式が選択された場合にあつては、年金取扱金融機関は、国に代わつて年金等の支払いを行うものとするべきではなく、むしろ、受給者に代わつて年金等を受領するものというべきである。そして、指定預金口座に振り込まれることによつて年金等の受給権は消滅し、同時に預金口座に預金形成され、口座開設者たる年金等受給者は年金取扱金融機関に対して預貯金の払戻請求権を有することとなる」。「本件における受働債権は年金等の受給権そのものではなく、それらが転化したところの預金債権とみるべきであつて、これらを相殺に供することがただちに差押等禁止の規定に違反することにはならない」。「たしかに、年金等のように差押ができない旨定められている給付については、それらが受給者の預金口座に振り込まれた場合においても、受給者の生活保持の見地から右差押禁止の趣旨は十分に尊重されてしかるべきではある。しかしながら、一般的には預金口座には差押等禁止債権についての振込み以外の振込みや預入れも存在するのであつて、年金等は預金口座に振り込まれると受給者の一般財産に混入し、年金等としては識別できなくなるといわざるをえず、このようなものについてまで差押を禁止することとなると取引秩序に大きな混乱を招く結果となる」から、「差押禁止債権の振込によつて生じた預金債権は、原則として、差押等禁止債権としての属性を承継しない」。「Xは、本件預金口座を、その開設当初から解約に至るまでの間を通じて、国民年金及び労災保険金の入金のほか、Y<sup>1</sup>以外の金融機関及び生命保険会社からの入金並びにX自身による金員の預け入れ、キャッシュカードによる引き出し及び保険の掛金の支払い等に多数回利用していたことが認められ、右によれば、本件預金口座はXの日常の財産管理のためのものであつて、国民年金及び労災保険金は本件預金口座に振込まれることによりXの一般財産に混入し、その識別ができないものとなつてゐる」から、「本件預金口座にかかる預金債権は差押等禁止の属性を承継してゐない」。「なお、Xは本件労災保険金が振り込まれた時点以後は、本件預金口座に存在した金員はす

べて労災保険金であると識別される旨主張するが、年金等以外の入金、支払いが継続して多数存在する以上、年金等が振込まれる直前の残高及び振込みにかかる年金等の金額のみをもって当該預金口座にかかる預貯金払戻請求権がすべて年金等が振り込まれた金員を対象とすると断定することはできない」。[本件における相殺は差押等禁止規定に反するものではない。]

[8] も [7] と同様に、預金口座への振込によって、差押禁止性と相殺禁止性が消滅すると判示している。ただし、その理由として、預金口座への振込によって預金者の一般財産に混入し、その識別ができなくなることが挙げられている。反対解釈をすれば、例えば、当該預金口座に差押禁止債権にかかる給付以外の入金がなく、預金者の一般財産との識別が可能ならば、差押禁止性は維持されるということを示唆しているのではなからうか。

[9] 札幌高判平成九年五月二十三日金法一五三五号六七頁、金判一〇五六号九頁

(事案) [8] の控訴審である。

(判旨) [8] の判旨のうち、「一般的には、預金口座には差押等禁止債権についての振込み以外の振込みや預入れも存在する」あるいは、「年金等以外の入金、支払いが継続して多数存在する以上、年金等が振込まれる直前の残高及び振込みにかかる年金等の金額のみをもって当該預金口座にかかる預貯金払戻請求権がすべて年金等が振り込まれた金員を対象とすると断定することはできない」とする記述を削除し、「年金等の受給権が差押等を禁止されているとしても、その給付金が受給者の金融機関における預金口座に振り込まれると、それは受給者の当該金融機関に対する預金債権に転化し、受給者の一般財産に

なる」、「国民年金及び労災保険金が本件預金口座に振り込まれることにより、Xの一般財産になったものと認めるべきであることは明らかであり、これが差押等禁止の属性を承継していることを認めるに足りる証拠はない」と判示した後、「Xに支払われる国民年金及び労災保険金が本件預金口座に振り込まれて、XのY<sub>1</sub>に対する預金債権に転化し、Xの一般財産になったこと、右債権は差押等禁止債権としての属性を承継しているものではないこと、したがって、Y<sub>1</sub>がした本件の相殺が禁止されるものではない」と判示している。

〔9〕が〔8〕の判旨を一部修正したのは、控訴審におけるXの「給付金が年金の受取り目的のみの口座に振り込まれる場合、年金が一般財産に混入して識別できなくなるということはない」という主張に対処するためである。〔9〕は、年金等の差押等禁止債権にかかる給付が年金以外の入金のない預金口座に振り込まれる場合であっても、振込によって預金者の一般財産となり、差押禁止性及び相殺禁止性を失うという趣旨だと思われる。

〔10〕最判平成一〇年二月一〇日金法一五三五号六四頁、金判一〇五六号六頁

〔事案〕〔8〕の上告審である。上告理由は、「たまたま国民年金・労災保険金受給のための口座を開設した金融機関が自由に相殺できるとした場合には、高齢者の生存権を脅かすものであると同時に、法律が差押を禁止する旨定めている趣旨に違反するものである」、「Y<sub>2</sub>（国）でさえ、国民年金・労災保険金と指定して金融機関に送金するので、国民年金・労災保険金取扱金融機関は、国民年金・労災保険金が、他の一般の金員とは区別できると主張している。Y<sub>2</sub>がこのように主張している

ことは、 $Y_2$ が、国民年金・労災保険金取扱金融機関が、法律によって差押が禁止されていることを金融機関に知らせているということの意味している。即ち、 $Y_2$ は、 $Y_1$ が、差押禁止債権であることを知りながら、あえて、法律に違反して差押をしたと主張していると解すべきである。しかるに、原審判決は、 $Y_1$ が、差押禁止債権であることを知悉しながら、 $X$ にはなんらの通知・催告なく相殺したことが有効であると判断している」等と述べている。

〔判旨〕 原審の適法に確定した事実関係の下においては、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができる。その過程に所論の違法はない。論旨は、独自の見解に立つて原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

このように、〔10〕は原判決である〔9〕の判断を是認している。〔10〕は〔9〕の判示以外に新たな判断を付け加えるものではないが、差押禁止債権にかかる給付が預金口座に振り込まれた場合の差押禁止性・相殺禁止性の帰趨に関する、最初の最高裁判決であるという点で重要な意義がある。〔10〕は、差押禁止債権にかかる給付が預金口座に振り込まれると、差押禁止性のみならず相殺禁止性をも失うという立場を明確にした先例的価値を有する。〔10〕以降の公刊された裁判例としては、次の〔11〕がある。

〔11〕 東京地判平成二二年一〇月二五日判タ一〇八三号二八六頁

〔事案〕 訴外A（東京都葛飾区）は平成二一年八月二〇日、葛飾区心身障害者福祉手当条例に基づいて、平成二一年四月分から七月分までの四ヵ月分の心身障害者福祉手当として六万二〇〇〇円をX名義の普通預金口座（本件預金口座）に振り込

んだ。Yは、平成一一年九月一〇日、本件預金口座の預金債権六万二一九一円を差し押さえ、Xに對する請求債権に充当した。Xは当該差押決定は違法であると主張して、Yに對し、手当分の返還を求めて訴えを提起した。原審（東京簡判平成一二年四月一四日）はXの請求を棄却したため、Xが控訴した。

（判旨）仮に差押えが禁止されている債権であっても、それが一旦受給者の預金口座に振り込まれた場合には、その法的性質は当該銀行に對する預金債権に変わるものである上、執行裁判所としては当該預金の原資を知ることが困難であること、債務者の救済は差押禁止債権の範囲の変更の申立て（民事執行法一五三条一項）によることもできることを考慮すると、本件差押えを違法、不当とまではいうことはできない。・・・よって、Xの請求は理由がなく、これを棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却する。

このように、「11」は差押禁止性の帰趨のみを扱っており、その判旨の論理構造は「6」に似ている。Xは控訴審において、「本件預金口座は、福祉条例に基づく心身障害者福祉手当（以下「福祉手当」という。）などの専用口座であり、差し押さえられた金員は、その口座の記録から福祉手当であり他の預金債権と異なることが明確である」と主張していたが、裁判所はこの主張を深く吟味することなく、「当該預金の原資を知ることが困難である」として、簡単に斥けている。

## 第二節 学説の展開

### 1 旧法時代の学説

昭和五四年に民事執行法が制定される以前の学説を見ると、差押禁止債権にかかる給付が銀行預金口座に振り込まれた場合に、差押禁止性・相殺禁止性はどうかという問題について論じているものはほとんど見当たらない。

ただし、例外的に宮脇幸彦教授は、昭和五年一〇月に公刊された体系書において、「法律の規定による差押禁止は、その差押禁止の債権が銀行に振り込まれた場合にもそのまま妥当なのであって、特に近時多く行なわれるに至った給料の銀行振込において重要な機能を發揮する（給料については、その現金払いの場合でも一定額が差押禁止とされていること（五七〇条一項六号））にかんがみ、この点はきわめて明らかである。（中略）もつとも、給料の銀行振込があつた後における原則的な差押禁止の範囲については、差押の日から次期の支払日までの日割計算によるべきである（五七〇条一項六号但書の類推）」と述べて、差押禁止債権にかかる給付が銀行預金口座に振り込まれた場合にも、差押禁止性は維持される旨主張している。宮脇教授は、かつて法務省民事局参事官として、昭和四六年一二月に公表された「強制執行法案要綱案（第一次試案）」に關与し<sup>(4)</sup>ており、本稿第二章第一節2（2）で述べたように、差押禁止債権が預金債権に転化した場合の差押禁止性の帰趨について、昭和四六年当時既に検討されていたと思われる。また、宮脇教授の、差押禁止の範囲について、差押の日から次期の支払日までの日割計算によるものとする解釈は、（当時は同氏は既に法務省民事局参事官ではなかつたが）昭和四八年九月に、法務省民事局参事官室によって公表された「強制執行法案要綱案（第二次試案）」の「第二百十七（旧第四百十） 差押禁止債権の範囲」<sup>(5)</sup>第四項（本稿第二章第一節2（2）参照）と同趣旨である。ところが、前述のように昭和五年四月に衆議院に提出された民事執行法案において、差押禁止債権に關する第一五二条は口座払込金の取り扱いに言及していない。このため、宮脇教授は特に意識して前述のような記述を行なつたのではないかと推測できる。

また、戸根住夫判事は、差押禁止債権にかかる給付は、差押禁止動産に関する民事訴訟法五七〇条一項六号の要件を充たさないかぎり、支払または給付の時点から差押可能だが、五七〇条一項六号の要件を充たすときは差押が禁止され、さらにそれが銀行預金や郵便貯金の口座に振り込まれた場合も、手元に現金をもっている場合と区別すべき理由がないから、差押が禁止されるとする。<sup>(6)</sup>

## 2 民事執行法制定後の学説

次に、民事執行法が制定された後に登場した学説を以下のように分類して紹介しておこう。

A 銀行振込のなされた給料等（預金債権）は、差押可能だが、民事執行法一五三条により差押命令の取消が可能とする説  
①相殺については言及しない説

給料債権のような差押禁止債権は、その対象となる給付が銀行口座に振り込まれたときから預金債権に転化するから、全額について差押可能となるが、債務者は、民事執行法一五三条により、差押の範囲変更の申し立てをすることによって救済を受け得る（差押命令の一部または全部の取消を受ける）ことができるとする説がある。これは、前記裁判例〔5〕や〔6〕と同趣旨であり、民事執行法の立案担当者をはじめ、多くの学説はこの立場であるようである。<sup>(7)</sup>

民事執行法一五三条は、差押禁止債権の範囲の変更をなしうる場合として、「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して」なす場合（第一項前段）と「前条〔民事執行法一五二条〕の規定により差し押さえてはならない債権の部分について」なす場合（第一項後段）、および「事情の変更があったとき」になす場合（第二項）とを定めているが、上記の学説は、

差押禁止債権にかかる給付が銀行口座に振り込まれた場合、民事執行法一五三条一項前段を根拠に差押命令の取消を認めている。

民事執行法制定以前においても、民事訴訟法六一八条ノ二は、債務者の申立に基づいて債権の差押禁止の範囲を拡張する制度を規定していたが、この制度はほとんど利用されていなかったようであり、<sup>(8)</sup>前述のように、当時、差押禁止債権にかかる給付が銀行口座に振り込まれた場合の債務者の救済のために、この制度を用いることを主張する学説はなかったようである。民事執行法制定以後も、同法一五三条の差押禁止債権の範囲の変更の制度の適用が問題となった裁判例は多くはない。<sup>(9)</sup>

もつとも、差押禁止債権の範囲の変更制度の活用を主張する学説にあつても、民事執行法一五三条による債務者の救済について、<sup>(10)</sup>迂遠であるとか同条による救済手続を知らない債務者の保護が問題であると批判する説もある。<sup>(11)</sup>

なお、この立場を取る学説の多くは、銀行振込のなされた給料（預金債権）を受働債権とする相殺の可否に言及していない。

②年金等について、口座振込後も相殺は禁止されるとする説

長尾治助教授は、差押については上記①と同趣旨の立場を取るが、銀行口座に振り込まれた年金等（預金債権）を受働債権とする相殺の可否については、差押と相殺の差異に着目して次のように論ずる。すなわち、差押については、差押前の段階で公的機関（裁判所）による調査が行われ、そこで差押の適正化を確保する監視が働くが、相殺にはこのような事前の抑制措置がないことや、事後も、差押の場合、執行抗告や民事執行法一五三条による差押命令の取消等の迅速な紛争処理手続が備えられているが、相殺にはこのような手続がないことから、相殺は禁止されるべきであるとする。<sup>(12)</sup>

さらに、技術的な問題になるが、長尾教授によれば、預金口座がもっぱら年金等の振込にのみ利用されていた場合にはもちろん、そうでない場合でも、金銭の口座への振込の場合、その原因が記録されるので、当該預金の原資が年金等の差押禁止債権であるか否かの識別は相殺を行おうとする銀行にとつても容易であるし、銀行は受働債権が法によつてどの程度保護される債権であるのか専門家として調査確認する義務を負い、その帰結として銀行による相殺は禁止されるべきであるとされる。<sup>(13)</sup>

③相殺は可能だが、一定の場合には、信義則違反ないし相殺権の濫用として相殺の効力を否定できるとする説

伊藤進教授は、銀行口座に振り込まれた年金等（預金債権）を受働債権とする相殺を禁ずると年金受給者への信用供与の途を閉ざしかねないこと、民事執行法一五三条一項を適用ないし類推適用することは解釈論として無理であることを述べて、相殺は、年金受給者の生計維持の保護に欠ける場合に、信義則違反あるいは相殺権の濫用としてその効力が否定されるべきだとする。<sup>(14)</sup>

これに対し、宮川不可止氏は、相殺は原則として権利濫用とはならないが、金融機関が故意に換金容易な担保付債権と相殺した場合や、支払停止の直前に強引に給与振込口座を「それを受働債権とする相殺を行おうとする銀行の預金口座」変更させて支払停止後に振込金を受け入れ相殺した場合等には、相殺権の濫用になりうるとする。<sup>(15)</sup>

B 直前給料日前日の口座残高の限度で、差押可能範囲・相殺可能範囲を画するべきであるとする説

佐藤鉄男教授は、A説は給与で生計を立てる債務者の保護としては不十分であり、差押禁止規定の存在意義を空洞化しかね

ないと主張する。また、収入源の限られている消費者、非事業者にとっては、預金の原資は差押が禁止される給与や年金等にはぼ定型化されており、原資を知り得ないから差押を認めるのは形式論に過ぎるとする。「標準的な世帯の一月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭」が差押禁止動産とされていること（民事執行法一三一条三号）から、口座に振り込まれた給与等の差押禁止性が消滅して差押・相殺が可能となるためには少なくとも一カ月の期間を置くべき（一カ月経過しての余剰のみが一般財産に混入して差押可能となる）<sup>(16)</sup>であり、非事業者については直前給料日前日の口座残高の限度で、差押可能範囲・相殺可能範囲を画するべきであるとする。

### C 差押も相殺も禁止されるとする説

清水誠教授は、更改や準消費貸借を例に引いて、債権がその形態を変じたからといって、新債権が旧債権の従前有した属性を必ず失うものではないとし、債権の非責任財産性（差押禁止性）は、振込によって預金債権に変わっただけでは解消されないとする。ただし、非責任財産性は一定期間の経過によって解消し、その期間は個々の給付ごとにその性質と債権者の財産状況を勘案して、裁判所が判断するものとする。また、この預金債権を受働債権とする相殺も民法五一〇条によって許されないとする。<sup>(17)</sup>

#### 第四章 口座振込と差押禁止性の帰趨に関するフランス法の状況

フランスの判例においては、差押禁止債権にかかる給付が口座に振り込まれた場合に、差押禁止性は消滅するかどうか、すなわち、当該口座に対する差押えは有効か否かという論点で議論が展開されており、相殺禁止性の帰趨に直接言及するものは見当たらない。したがって、ここでは、口座振込と差押禁止性の帰趨に関するフランスの判例の展開や立法の動向を見ていくことにする。一九九一年にフランスの民事執行法は全面的に改正されたので、この一九九一年の民事執行法改革の前後で時代を区分して見ていこう。

##### 第一節 一九九一年の民事執行法改革以前の状況

まず、この時期に下された重要な裁判例を時系列的に紹介しよう。

〔1〕 トレヴー小審裁判所一九六一年四月一四日判決<sup>(1)</sup>

〔事案〕 フランス国有鉄道 [S.N.C.F.] の鉄道作業員 Jules Cathelin は、五〇〇〇新フランの金額について、Roland Collet の連帯保証人として、ローヌ農業相互信用金庫 [Caisse régionale de Crédit agricole mutuel du Rhône] にあつて、自己の郵便振替口座の停止差押 [saisie-arret]<sup>(2)</sup>を受けた。Cathelin は、この口座には鉄道作業員としての賃金しか振り込まれておら

ず、従つて、労働法典第一編六三条以下のルールによらずには差し押さえられないとして、この停止差押に対して異議を申し立てた。ローヌ農業相互信用金庫は、フランス国有鉄道が振込を実行する瞬間から、口座の差引残高は労働の報酬としての性格を失い、労働法典の保護的ルールを享受しなくなる等として、本件停止差押の有効性を主張している。

〔判旨〕資金の引出し、即ち賃金の受領だけが、共通法上の追求を無制限に行使する権利を債権者に与えるのであつて、労働者の報酬がその使用者あるいは使用者から代理権を授与された第三者（銀行、裁判上の管理者 [administrateur judiciaire]、郵便局）の手に留まつているかぎり、当該報酬は賃金としての性格を保持し、差押禁止性 [insaisissabilité] という法的保護を享受しつづける。これと異なつた判決を下すことは、郵便振替口座あるいは銀行当座預金の名義人である多くの賃金労働者を、その債権者の追求に委ねることになる。従つて、まだ把握されていない賃金のみを専ら対象とする本件停止差押は、労働法典の規定に反し、違法で有効とされえない。これらの理由により、ローヌ農業相互信用金庫の請求を棄却する。

〔1〕は、口座振込と差押禁止性の帰趨を明示的に対象としたおそらく最初の裁判例ではないかと思われる。判決中に引用された労働法典第一編六三条以下は、賃金債権の譲渡や停止差押の手續に関する規定で、特に六四条は、賃金債権の停止差押に先立つて、債務者の住所地の小審裁判所裁判官の面前での勸解 [conciliation] の試みがなされるべきことを規定している。なお、賃金の譲渡や停止差押は労働法典第一編六一条によつて制限されており、同条により賃金の額に応じて差押可能割合が段階的に規定されている。<sup>(4)</sup>〔1〕は、賃金の振り込まれる口座のある銀行や郵便局を、使用者の代理人とみなすという前提に立つて論理を展開しているが、同年の判決である〔2〕はこの前提を疑い、相反する結論を導いている。

〔2〕 リール小審裁判所一九六一年二月四日判決<sup>(5)</sup>

〔事案〕 事案は不明であるが、〔1〕と同様に、郵便振替口座に振り込まれた貸金に対して実行された停止差押の有効性が争われた。

〔判旨〕 指摘された判例（トレヴー小審裁判所判決）は、貸金を受け取るために任命された第三者を使用者の代理人とみなしているが、使用者はそのような任命をする権限も、その任命を自己の被用者に押しつける権限も有していない。自己の俸給を受領する責任を負う機関（銀行あるいは郵便局）の選択をするのは貸金労働者自身であり、この選択に関して、彼（貸金労働者）は完全な自由を有する。分析すると、この第三者は貸金労働者に対して受任者のような地位にあることが明らかである。いま問題となっているのは、使用者が自己の企業のある部局あるいは窓口を、従業員の給料の支払の責任者に任命するという弁済の単純な指図ではなく、約定の委任によって、受益者自身に代わって貸金を受領する権限を授与された第三者なのである。使用者は、被用者の郵便振替口座の預金として、その貸方への貸金の振込あるいは振替によって、終局的に債務から解放される。従って、郵便局は第三債務者とみなされるべきであり、その口座に貸金が入金されたか、それとも逆に、他の源泉の資金も同様に入金されていたかによって区別する必要はない。郵便振替口座を構成する要素を任意に分離することは可能ではない。かかる口座への記入により、振り込まれた資金はその個性を失い、その源泉が何であれ、同じ口座の不可分の項目を構成するにすぎなくなる。

このように、「2」は、貸金の振り込まれる口座のある銀行や郵便局を、むしろ受益者である貸金労働者の受任者のような地位にある者と捉え、振込によって貸金債権は消滅し、従って、振込以後は単なる預金債権として停止差押の対象となりうる と解している。

[3] パリ控訴院一九七一年二月四日判決<sup>(6)</sup>

(事案) Delic はソダム社 [Société Sodam] からテレビを購入する際、一九六八年一〇月に、代金を支払うためにクレディテレク社 [Société Créditélec] から二回の月賦払いで二二〇〇フランの貸付を受けた。テレビは引渡後まもなく故障したので、Delic はソダム社に引き取りを請求し、ソダム社がテレビを引き取った。クレディテレク社と Delic の間の貸付契約には、「買主は、特に製品の品質や機能に関して、たとえ売主と対立する場合であっても、いずれにせよクレディテレク社に対して月賦金を支払う義務を負っていることは明白であり、買主によって自由に、かつ買主のみの責任において、売主のもとなされる製品の選択について、いかなる場合にも、クレディテレク社が責任を負うことはありえない」と規定する条項があった。Delic が第一回の月賦金しか支払わないので、クレディテレク社は、一九七〇年七月二九日に、モー [Meaux] 小審裁判所から、Delic に対する二九九八フラン九五サンチームの支払命令を取得し、同年八月五日にこの支払命令は Delic に送達された。これに対して Delic が異議を申し立てなかったため、この支払命令に執行文が付与され、同年八月三一日に Delic に送達された。この執行文に基づき、クレディテレク社は、同年九月二九日に、クレディ・リヨネ銀行 [Crédit Lyonnais] モー支店にある Delic の口座の停止差押を実行した。Delic は、この口座にある金銭の源泉は自己の貸金であるので、停止差押

は労働法典第一編六一条の規定に従って制限されなければならなかったとして、当該停止差押の適法性に異議を申し立てた。原判決（モー小審裁判所一九七〇年一月一八日判決）は *Delic* の請求を棄却し、当該停止差押を有効なものと判示した。これに対し *Delic* は控訴した。

〔判旨〕 控訴人が援用している労働法典第一編六一条は、第一編第一章、即ち、「使用者のために実行された労働の報酬として支払われるべき金額の停止差押及び譲渡について」と題された章の一部をなす。クレディ・リヨネ銀行が *Delic* の使用者でないことは確かであり、異論の余地はない。この状況の下で、原判決が、労働法典第一編六一条を適用してなされる必要のなかった本件差押えを、民事訴訟法五七七条以下に従ったものとして有効と宣言したのは正当である。従って、*Delic* による本件停止差押の無効主張と、労働法典第一編六一条の規定に従って停止差押の効果を制限すべきとの請求は棄却されるべきである。

〔4〕 ドール小審裁判所一九七一年二月一七日判決<sup>(6)</sup>

〔事案〕 ディジョン市適正家賃住宅会社 [Société régionale de H.L.M. de la ville de Dijon]<sup>(9)</sup> は、X 夫人に対し、未払賃料等の支払いのために、ソシエテ・ジェネラル銀行 [Société Générale] ディジョン支店にある X 夫人の個人当座勘定口座の停止差押を実行した。これに対し、X 夫人は、自己の銀行口座には、實際上、賃金しか振り込まれないのであり、この賃金は、労働法典第一編六〇条以下によって規定された手続によるのでなければ差し押さえることができないとして、当該停止差押の有効性に異議を申し立てた。

(判旨) これらの規定(労働法典第一編六〇条以下)の目的は、労働者の生計を確保するために、労働者に支払われるべき賃金の最小部分を労働者のために取っておくことであるので、賃金労働者の報酬が振り込まれる銀行口座あるいは郵便振替口座の差押えを容認することは、立法者の願望に反するよう思われる。しかしながら、報酬が賃金労働者あるいは賃金労働者によって任命された受任者(特に銀行)によって受領された時に、この報酬は賃金という性格を失い、差押禁止性という法的保護を享受することを終えるのは確かである。報酬はこの時から当事者の財産に混入し、民法二〇九三条の意味における<sup>(10)</sup>当事者の債権者たちの共同の担保となる。したがって、X夫人の銀行口座に対して実行された停止差押に対してX夫人によって申し立てられた不利益には正当な根拠がなく、この停止差押は有効である。

[4] は賃金労働者の報酬が振り込まれる口座のある銀行を、端的に賃金労働者の賃金受領のための受任者と規定し、この点で「2」よりも態度が明確である。また、民法二〇九三条は、「債権者の財産はその債権者の共同の担保である。その代金は、債権者間で按分により配当される。ただし、債権者間に正当な優先原因がある場合には、この限りではない」と規定しているが、報酬が銀行口座に振り込まれた時から、債権者の共同の担保となることを明言した最初の判例である。

[5] ニーム小審裁判所一九七三年四月三日判決<sup>(11)</sup>

(事案) René Inard は、Henri Torjammann に、それまで自分がタクシーとして使用していたメルセデスの自動車を代金四五〇〇フランで売却し、引き渡した。Inard は、この代金及び損害賠償金五〇〇フランを請求し、ソシエテ・ジェネラル銀

行ニーム支店にあるTordjmannの口座の停止差押を履行した。Tordjmannは、自己が三ヶ月間の入院を要した精神障害（精神錯乱）にかかっていたことと、自身も家族も運転免許証所持者ではないことを述べて、同意の瑕疵を理由に、自動車売買の無効を主張した。さらに、Tordjmannは、予備的請求として、ソシエテ・ジェネラル銀行ニーム支店にあるTordjmannの口座は、Tordjmannの賃金だけが振り込まれる口座であり、この口座に対して売主Inardが履行した停止差押は、労働法典及び賃金・俸給の停止差押に関する規定に従って、差押可能な分量に制限されるべきだとして、差押可能な分量を超えた差押えの解除を請求した。

（判旨）まず、売買の無効については、Tordjmannは、契約時に裁判上の保護 [sauvegarde de justice] を受けていなかったし、裁判上の保護を受けていたとしても、売買は、それが買主にとってレジオン [lésion]（過剩損害<sup>(13)</sup>）となる場合にのみ取り消されうるが、本件の自動車紛争の場合はレジオンに該らない（従って、売買は無効ではない）。〔次に、停止差押の有効性について、最初に前述の判例〔2〕〔3〕を引用している。〔2〕に関しては、口座振込という賃金の弁済方法が普及していることと、多くの賃金労働者が、賃金の振込先を銀行にするか郵便局にするかの選択権は有するが、賃金を現金払いとすることを、多くの賃金労働者が、賃金の振込先を銀行にするか郵便局にするかの選択権は有しないことを指摘している。その後で〔1〕を援用し、次のように判示している。〕むしろ、トレヴー小審裁判所一九六一年四月一四日判決のように、労働の報酬は、「賃金労働者の使用者あるいは使用者から代理権を授与された第三者（銀行、裁判上の管理者、郵便局）の手元に留まっているかぎり、当該報酬は賃金としての性格を保持し、差押禁止性という法的保護を享受しつづける」ように思われる。これと異なった判決を下すことは、現金による弁済であれば、賃金労働者にその賃金全体の差押えを免れさせるのに、多くの賃金労働者、それも、しばしば義務的な郵便振替口座あるいは

銀行当座預金の最も優遇された名義人を、その債権者の追求に委ねることになる。賃金労働者の経済状況や彼らの支払能力を、彼らの報酬の方法に依存させ、金額に依存させないことは、不確かかつ非論理的であるように思われる。・・・銀行口座に振り込まれた賃金は、労働法典六〇 a 条以下によって予定された制限あるいは方式においてのみ、差し押さえられうる」と判決を下すべきである。共通法上の停止差押の対象である口座が、賃金だけが専ら入金される口座であったか否かを調べ、賃金以外のものも入金される口座であった場合には、賃金の振込と賃金以外の源泉からの振込とを区別するために、証拠調べが必要であるように思われる。

〔2〕以後、それに同調する判例〔3〕〔4〕が続いたのに対し、〔5〕は〔1〕を援用し、再び〔1〕と同様の立場に回帰している。それに加えて、〔5〕は口座振込の源泉が賃金か否かを調べるために証拠調べが必要であると判示しているが、仮に源泉が明らかになった場合、停止差押の有効性はどうか判断されるのか、必ずしも明確ではない。実は、〔4〕と〔5〕の間の時期に、賃金債権の差押えに関する立法がなされていた。これは、一九七二年二月二〇日の法律一一二二号（一九七三年度予算法律）[Loi n. 72-1121 du 20 décembre 1972, Loi de finances pour 1973]<sup>14)</sup>であり、その第一四条六項は次のように規定している。

「当座勘定、預金口座、あるいは貸付金口座の封鎖は、賃金の差押禁止あるいは譲渡禁止の部分に関する労働法典の諸規定の適用を妨げる効果を有しえない。

あらゆる故障申立てにかかわらず、当座勘定、預金口座、あるいは貸付金口座への振込によってその報酬が決済される賃金

労働者は、労働法典によって規定されている賃金の差押禁止あるいは譲渡禁止の部分の限度内において、当該口座からの引出しを毎月実行しうる。

デクレ [décret] が本項の適用条件を定めるであろう。

このように、本条は、賃金債権が振込後も差押禁止性を保持しつづけることを明言している。ただし、〔5〕の判決当時、一九七二年二月二〇日の法律一一二一号第一四六項の適用デクレ [décret d'application] はまだ公布されていなかった<sup>(15)</sup>。同条六項第三文に基づき、〔5〕は一四六項を適用することはできなかった。しかし、〔5〕は同条項の賃金労働者保護の精神を尊重して、同条項と同趣旨の解決を導いている。

さて、〔5〕より時間的には少し前に遡るが、賃金債権以外の債権の差押禁止性に関する判例として〔6〕を見てみよう。

〔6〕 エクスIIアンIIプロヴァンス控訴院一九七三年三月一日判決<sup>(16)</sup>

（事案）（債権の差押禁止性の論点に専ら焦点を当てて、事案を単純化する）Peres はニース [Nice] 市内の2個のアパートマンと1個の地下室をフランス・テレックス株式会社 [S.A. Compagnie française de Telex] に賃貸していた。Peres の納めるべき一九六三年度と一九六四年度の所得税未納分の徴収のため、ニースの収税吏は、一九七一年六月一五日に、Peres とフランス・テレックス株式会社との前述の賃貸借契約に基づく賃料の停止差押を実行した。Peres はこの賃料が彼の唯一の資金源であるゆえに、扶養的性格を有して、労働法典第一編六〇A条によって対象とされた報酬と同一視され、民事訴訟法五八一条により差押えが制限されるとして、停止差押に対して異議を申し立てた。原判決（ニース大審裁判所一九

(17)

七二年七月一二日判決）は当該停止差押を有効と判示したので、Peresは控訴した。

〔判旨〕控訴人によつて援用された労働法典の規定は、厳密な意味での賃金にのみ関係する規定であるとして、当該規定の賃料への適用可能性に対して、ニースの収税吏が異議を申し立てているのは正当である。（民事訴訟法五八一条の本案への適用可能性について言えば）この条文の規定は、一九七二年七月五日の法律七二一六二六号一六条によつて廃止された。同法は一九七二年九月一六日に発効し、新民法二〇九二条の二に挿入された。それは次のように表現されている。(1)法が差押禁止と宣言している財産は差し押さえることができない。(2)それらを義務つける名義がそれらを差し押さえることができないと宣言していない場合であっても、扶養の性質を有する仮払金 [provision]、金銭 [somme] 及び定期金 [pension]（は差し押さえることができない）。ただし、差押えが被差押当事者に供された食料品のためである場合は、その限りでない。・・・新条文において、金銭 [somme] という語を使用したことは、差押えを受けた債務者にとつて、停止差押をなされた金銭が扶養的性格を有しているか否かを探求することを裁判官に強いる。・・・〔本件の〕アパルトマンの賃料は、Peres氏の唯一の資金源であつた。Peres氏は以前、プロジェクト社 [Société Progesta] の社長の役職にあつて、そこから資金を得ていたが、一九六七年にこの会社が被つた損失の結果、会社は完全に消滅した。従つて、それは少なくとも部分的に扶養的性格を帯びている。・・・控訴院は、原判決を一部修正する。すなわち、フランス・テレックス株式会社の賃料としてPeres氏によつて受領された金銭は民法二〇九二条の二の適用によつて、一年につき一八〇〇〇フランの額に達するまで、差押えが禁止される。

〔6〕は、金銭の差押えの場合、当該金銭が扶養的性格を有する場合には差押禁止性を有することと、当該金銭が扶養的性格を有するか否かの判断は裁判官に課された務めであることを判示している。この論理を銀行口座に振り込まれた金銭の差押禁止性の問題に適用すると、〔6〕は〔5〕と軌を一にするとと思われる。

さて、次に掲げる〔7〕は〔6〕に言及している。

〔7〕モンモランシー小審裁判所一九七四年二月二八日判決<sup>(18)</sup>

〔事案〕あまり明確ではないが、Daniel Duvalが自己の名でクレディ・リヨネ銀行エルモン〔Ermon〕支店に開設した銀行口座の貸越額につき、Raoul Sotioが実行した停止差押の有効性が問題となった。

〔判旨〕一九七二年七月五日の法律〔民法二〇九二条の二〕<sup>(19)</sup>の中に、反対の意味での明文の規定がないので、・・・労働法典六〇a条によつて提示された基礎的原理、即ち、差押禁止性は、ただ報酬として支払われるべき金銭にのみ適用されるといふ原理（そのことは、必然的に、第三債務者は賃金労働者の債務者であることを意味し、銀行の場合はそれに該当しない）で満足してしかるべきである。銀行の当座勘定への資金の振込は、民法一九一五条<sup>(20)</sup>によつて予定された、不可分物を対象とする寄託契約といかなる関係も有しない商法上の実務を構成する。常に変動するこの口座の残高は、銀行が知る必要のないさまざまな原因を有する貸方と借方の多くの会計帳簿付けの差引残高から生じる。・・・使用者にとつての部分的差押禁止の賃金を弁済する債務と、当座勘定に預金として記入した銀行に対する賃金労働者の債権との間に少しも絆が存在しない以上、後者の債権は、賃金の差押禁止性に関する法律上の規制を逃れ、扶養の必要の概念とは無関係である。この解決は、法的分析か

ら生じるだけでなく、実務の必要とも両立しうるものである。というのは、一方では、銀行はその顧客の口座に預金として記入する資金の源泉を探求する実際上の可能性も有せず、権利さえも有しないからである。また、他方では、本件における Sotio のように、顧客の債権者は、その扱いにくい債務者の口座の貸越額がいかなる範囲で扶養的性格の資金から構成されているかを知る可能性を一層有していないからである。エクスの控訴院が判示したように、もし、裁判官に、差押えを受けた債務者の口座の貸方へ預金として記入された金額が扶養的性格の資金に由来するか否かを探求する「義務」があつたならば、これは全ての場合に証拠調べに頼ることを裁判官に義務づける一徹底的にそのようなシステムの論理を推し進めることによって、この探求は、例えば国庫債券あるいは社債の購入において用いられた資金（それらは、部分的に資金に由来する限りにおいて差押禁止となりうる）の源泉をも同様に対象とするものでなければならぬことになる。「本件において」Duvy がその銀行口座に振り込まれる資金が、家事の唯一の資金源となっており、従つて扶養的性格を有するか否かを知ることが不可能である。特に、彼の妻が職業的収入を有しているということはありうることである。・・・Raoul Sotio の請求を認容する。・・・クレディ・リヨネ銀行エルモン支店に Daniel Duvay の名で開設された銀行口座の貸越額総額につき、Sotio によつて実行された停止差押を有効なもの、執行力のあるものと宣言する。

このように〔7〕は、銀行口座に振り込まれた資金の源泉を探求する可能性や権利を銀行が有せず、さらに、裁判官もこの資金の源泉を調べる義務を負わないと述べている。〔5〕や〔6〕は口座の資金の源泉が何であるかを調べることを裁判官に義務づけ、その結果、資金が資金に由来するなど扶養的性格を有する場合には差押禁止性を有すると判示しているが、〔7〕

によると、差押禁止性の存否を裁判官の証拠調べによって決することが不可能になることになる。そして、「7」は、労働者の使用者に対する貸金債権と、労働者の銀行に対する預金債権との間に絆が存在しないとして、労働者の預金債権は差押禁止性を有しないと判示している。ただし、労働者の預金債権が扶養的性格を有するか否かについては、「7」は、「扶養の必要の概念とは無関係」だと述べる一方で、「扶養的性格を有するか否かを知ることが不可能である」とも述べており、態度が必ずしも一貫しているとはいえない。

次に掲げる「8」「9」「10」においては、いずれも前に紹介した一九七二年二月二〇日の法律一一二一号（一九七三年度予算法律）の適用の可否が問題となった。

〔8〕シャルルヴィルメジエール大審裁判所一九七五年一月二八日判決<sup>(21)</sup>

（事案）クレディ・デュ・ノール銀行 [Crédit du Nord] は、一九七二年五月九日に、自行に Lambinet が開設した預金口座に記載された金銭全てについて停止差押を行った。シャルルヴィルメジエール軽罪裁判所 [Tribunal correctionnel de Charleville-Mézières] 一九七二年五月三三日判決によつて、Lambinet は、自らが行った横領の総額及び損害賠償金をクレディ・デュ・ノール銀行に支払うよう命じられた。しかし、Lambinet は、自己の口座の貸方には、当時自己の使用者であったクレディ・デュ・ノール銀行が Lambinet に支払うべき貸金だけが記載されていたという理由で、本件停止差押の無効を主張している。Lambinet は、労働の報酬を、その扶養的性格を考慮して部分的に差押禁止とする労働法典六一条一項の規定を援用している。これに対し、クレディ・デュ・ノール銀行は、報酬及び貸金として銀行口座に振り込まれた金銭は、その個別

性（個性）を失い、それによって差押禁止性という利点も失うというのが不変の判例であり、一致した学説であると主張している。

〔判旨〕 本件では、一九七二年二月二〇日の予算法律一一二一号一四条六項は適用されえない。この条文は、あらゆる故障申立てにかかわらず、当座勘定への振込によって弁済される貸金労働者に対し、貸金の差押禁止あるいは譲渡禁止の部分の限度内において、当該口座からの引出しを認めている。・・・本件において、前述の一九七二年二月二〇日の法律は、一九七二年五月一九日に実行された故障申立て（差止め）より後のものであり、さらにその発効は、この日にはまだ公布されていなかった適用デクレの公布に明白に依存している。Lambinetは、労働法典が、振込の方法を考慮に入れなければ、貸金の保護を確立したと、労働者の報酬がその使用者あるいは貸金労働者の受寄者である銀行の手に留まっている限り、報酬はその貸金という性格を保持し、差押禁止性を享受しつづけるということとを主張したが、その主張は斥けられる。・・・使用者はその被用者の口座への貸金の額の振込によって債務から解放された。・・・そのことから、貸金はその固有の性格を失って、口座の他の要素と混じり合い、それらとともに債権者の担保となることになる。報酬は、口座の貸方に記入された時、貸金労働者に留保された保護は受けられなくなり、共通法上の停止差押の対象となる。一九七二年二月二〇日の法律が既に適用可能であるというLambinetの主張は斥けられる。確かに、本法一四条六項はその第三文において、本法の発効がまだ公布されていない適用デクレによって決まると規定している。したがって、本件停止差押は有効であり、Lambinetの全ての請求を棄却する。

[9] リモーージュ控訴院一九七九年五月七日判決<sup>(22)</sup>

(事案) クレルモン||フェラン大審裁判所 [Tribunal de grande instance de Clermont-Ferrand] 一九七三年五月二日判決によつて、Andouze は Joseph André に対して貸借契約の元金と損害賠償を支払うよう命じられた。この判決に基づき André はタルノー銀行 [banque Tarnaud] ブリーヴ [Brive] 支店に開設された Andouze の銀行口座について停止差押を実行させた。Andouze は、この口座の資金が貸金に由来するとして、停止差押の無効を主張した。原判決〔ブリーヴ大審裁判所一九七八年三月一六日判決〕は、差し押さえられた金銭は、銀行口座に預けられたので債務者の財産に混入し、民法二〇九<sup>(23)</sup>三条の意味での債権者の共同の担保を構成したと評価した。したがつて、それらの金銭は、民事訴訟法五五七条以下によつて予定された手続に従つて、停止差押の対象となりえた。Andouze は控訴し、一九七二年二月二〇日の予算法律一四条の規定を援用し、停止差押の無効を主張している。

(判旨) 一九七二年二月二〇日の予算法律七二—一一二—一四六項は、あらゆる異議申立てにもかかわらず、その報酬が預金あるいは貸付金の当座勘定への振込によつて決済される賃金労働者は、労働法典によつて規定されているような賃金の差押禁止あるいは譲渡禁止の部分の制限内において、毎月この口座からの引出しを実行しようということを決定した。しかし、この同じ条文は、デクレが本条の適用条件を規定するであろうことを付加しており、この差押えの日には、いかなるデクレも公布されていなかったように思われる。これらの状況の下で、本法によつて立てられた原則は考慮されえない。したがつて、賃金の部分的差押禁止の名において、その口座に記入された価値を保護せよとの Andouze の請求は、口座の不可分性の概念や確認と抵触し、それゆえ、労働の報酬は、銀行が受領した時からその賃金としての性質を失つたことになる。

また、この報酬はもはや使用者によって賃金労働者に支払われるべきものではないことになる。そのことから、これらの報酬が銀行口座に振り込まれた日から、その報酬は賃金としての固有の性格を失い、その口座の他の要素と混同され、債権者の共同の担保となるということになる。

〔10〕リオン控訴院一九八〇年三月二六日判決<sup>(25)</sup>

（事案）不明であるが、銀行口座に振り込まれた賃金の停止差押の有効性が争われた事案のようである。

〔判旨〕一九七二年二月二〇日の予算法律一四六項は、当座勘定、預金口座あるいは貸付金口座の封鎖が、賃金の譲渡禁止あるいは差押禁止の部分に関する労働法典の規定の適用を妨げる効果を有しえない、ということとを予定していたのであるが、あるデクレがこの条文の適用条件を規定しており、そのデクレは今日まで公布されていなかったということも同様に指摘される。訴訟中の債務者の反証がないので、本件には共通法が適用されなければならず、その結果として、停止差押は、債権の額に達するまで有効であると宣言されるべきである。

このように、〔7〕〔8〕〔9〕は、いずれも、銀行口座への振込後も賃金債権が差押禁止性を保持しつづける旨規定する一九七二年二月二〇日の法律一一二二号（一九七三年度予算法律）一四六項の適用を、適用デクレの未公布を理由に排除し、口座に振り込まれた賃金に差押禁止性という保護を与えていない。

しかし、一九八一年になってようやく次のような適用デクレが公布された。

一九七三年度予算法律に関する一九七二年二月二〇日の法律一一二二号一四条六項の規定の適用に関する一九八一年四月九日デクレ三五九号 [Décret n° 81-359 du 9 avril 1981, portant application des dispositions de l'article 14-VI de la loi n° 72-1121 du 20 décembre 1972 portant loi de finances pour 1973]

第一条 労働の報酬が全部ないし一部入金される当座勘定、預金口座あるいは貸付金口座が停止差押、故障の申立て、あるいは第三債務者への差押通知の対象となるとき、第三債務者は、この差押行為の第三債務者への送達前の二ヵ月間に振込あるいは小切手によって口座に振り込まれた報酬の差押禁止の部分を、賃金労働者の請求に基づき、同じ期間内にこの口座から引き出された金額を差し引いて、賃金労働者の自由に委ねる。

第二条 報酬の差押禁止の部分の決定は、使用者によって、労働法典の諸規定に従って、かつ、必要があれば、この差押禁止の部分について行われた控除を考慮して行われる。この決定は、第三債務者に提示されることを目的とした証明の対象となる。

第三条 第三債務者への差押通知の場合、この通知の実行は、口座名義人がもし賃金労働者であれば、第一条の規定の適用を容認するために、適切かつ必要な正当化を行うために、一〇日間留保される。

第四条 停止差押が、差押行為の第三債務者への送達後に口座に振り込まれた金銭に対してその効果を保持している限り、新規の報酬がその口座に振り込まれた場合、第三債務者は、毎月、第一条に予定された要件の下で、これらの報酬の差押禁止部分を賃金労働者の自由に委ねる。

第五条 このデクレの適用の困難さは、停止差押の有効性に関する訴訟手続に管轄権を有する裁判官によって、急速審理

[référé]において解決される。

以上のように、この適用デクレは、第一条及び第四条において、口座に振り込まれた賃金について差押禁止性を規定して、賃金労働者を保護している。

さらに、一九八五年には、社会保障（公的扶助）の一類型である家族給付に関するデクレ [Décret n° 85-830 du 2 août 1985 portant diverses dispositions d'application de la loi n° 85-17 du 4 janvier 1985 relative aux mesures en faveur des jeunes familles et des familles nombreuses] が、その第六条から第一〇条に、上の一九八一年の適用デクレに準ずる規定を置いて、口座に振り込まれた家族給付金の差押禁止を定めることとなった。すなわち、以下のような規定である。

第六条 家族給付が全部ないし一部入金される当座勘定、預金口座あるいは貸付金口座が停止差押、故障の申立て、あるいは第三債務者への差押通知の対象となる時、第三債務者は、この差押行為の第三債務者への送達前の二ヵ月間に振込あるいは小切手によって口座に振り込まれた家族給付を、受給者の請求に基づき、同じ期間内にこの口座から引き出された金額を差し引いて、受給者の自由に委ねる。

そのため、この請求を行う受給者は、この期間内に自己の口座に振り込まれた家族給付の金額の、第三債務者に提出されるべき証明を、彼がその管轄に属する債務者たる業務機関のもとで得ることができる。

第七条 第三債務者への差押通知の手続を用いる場合、この通知の実行は、口座名義人が第六条の規定の適用に必要な正当

化を行いうるために、一〇日間留保される。

第八条 停止差押が、差押行為の第三債務者への送達後に口座に振り込まれた金銭に対してその効果を保持している場合、第三債務者は、毎月、第六条及び第七条に予定された要件の下で、当該口座に後日振り込まれた家族給付の金額を受給者の自由に委ねる。

第九条 第六条、第七条及び第八条の諸規定は、差押行為についてなされた表示から、当該口座についてなされた停止差押あるいは故障申立てが、振り込まれる家族給付の受益者である、社会保障法典L561―1―2条の意味における子の排他的（独占的）な必要に供すること、あるいは、不正な策略（詐術）あるいは虚偽の届出によつて収受された家族給付を回収することを目的とすることになる場合には、適用されない。

第十条 第六条乃至第九条の適用の困難さは、停止差押の有効性に関する訴訟手続に管轄権を有する裁判官によつて、急速審理 [reféré] において解決される。

このような状況の下で、次の判決が下された。

[11] 破毀院第二民事部一九八七年五月二五日判決<sup>(26)</sup>

（事案） 事案の詳細は不明であるが、寡婦ピカル [Veuve Picard] が SOFINCO LA HEMIN 社を相手取って起こした訴訟の上告審で、彼女は原審のオルレアン控訴院が銀行口座に振り込まれた年金の差押えを認めたことの破毀を申し立てたよう

である。

(判旨) 市民軍人年金法典<sup>(27)</sup> 156条によつて設定された年金は、一定の公共団体<sup>(28)</sup>に対する税の滞納の場合、あるいは民法<sup>(29)</sup> 210一条による先取特権付き債権の弁済や民法の予定する扶養料債務の弁済の場合、あるいは婚姻上の負担の割り振りの履行の場合を除いて、讓渡禁止かつ差押禁止である。銀行が、寡婦と孤児の軍人年金の受益者の銀行口座について停止差押を実行し、この差押えの法的有効性の宣言を求めた場合、控訴院は、当該口座が主として軍人年金が振り込まれる口座であることを確認しており、提出された証明書を調べてみると、支給された年金を表す金銭の差押禁止性を保証するのは控訴院の役目であるのに、当該差押えの効果を制限することを拒絶した故に、控訴院は上記の条文に違反した。よつて、原判決を破毀する。

[12] リヨン小審裁判所一九八九年三月一五日判決<sup>(30)</sup>

(判旨) 一九七三年度予算法律に関する一九七二年二月二〇日の法律一一二一号一四條六項の規定の適用に関する一九八一年四月九日デクレ三三九号第一条は、賃金収入を対象としているが、扶養的性格を帯びた他の全ての収入をも含んでおり、したがつて、奨学金としてその名義人である学生に支払われる金銭にも適用されるべきである。

賃金債権と家族給付の場合には、前述の如く、差押禁止債権にかかる給付が口座に振り込まれた場合にも差押禁止性を失わないと明文の規定で宣言されていたが、年金や奨学金の場合については明文の規定がなかった。[11]と[12]はこの法の欠缺を埋める判決である。

以上の判例の展開を総括すると、当初は、銀行を預金者（貸金債権者）の代理人（受任者）とみるか、預金者（貸金債権者）の使用者（貸金債権の債務者）たる会社の代理人とみるか（それは預金として振り込まれた貸金の差押禁止性の存否に関わる）の見解の対立があり、あるいは、口座にある資金の源泉を調査して差押禁止を主張しうるか否かの争いがあったが、差押禁止債権も、それにかかる給付が口座に振り込まれた後は、差押禁止性を失うとする裁判例が数の上では優勢であった。しかし、差押禁止債権にかかる給付が口座に振り込まれた後も差押を禁止する法令が制定されるようになると、裁判例もしいにそれに従う傾向を見せていた。

しかし、こうした法令は包括的なものではなく、差押禁止債権にかかる給付が銀行口座に振り込まれた場合の差押禁止性の帰趨に関する一般的規定は、一九九一年の民事執行法改革を待たなければならなかった。

## 第二節 一九九一年の民事執行法改革

一九九一年七月九日付けで民事執行手続の改正に関する法律が公布され、翌一九九二年七月三十一日付けで同法の適用デクレが公布された。これは、民事執行法（二八〇六年公布の旧民事訴訟法第五編「判決の執行」）を全面的に改正したものである。本来、法律及びデクレ全体にわたって検討すべきであるが、本稿では、差押禁止債権にかかる給付が銀行口座に振り込まれた場合の差押禁止性の帰趨の問題に限定して検討する。

まず、民事執行手続の改正に関する一九九一年七月九日の法律 [Loi n° 91-650 du 9 juillet 1991, portant réforme des procédures civiles d'exécution]<sup>(31)</sup> 第十五条は次のように規定する。

「差押禁止債権は、その金額がある口座に振り込まれたときでも、コンセイユ・デタのデクレによって定められた諸条件の下で、なお差押禁止のものであり続ける。」

このように、同法は、差押禁止債権にかかる給付が銀行口座に振り込まれた場合でも、差押禁止性は維持される旨の明文の規定を置いている。ただし、これには、「コンセイユ・デタのデクレによって定められた諸条件の下で」という留保が付いているので、当該デクレもあわせて検討しなければならない。同条にいう「コンセイユ・デタのデクレ」とは、同法の適用デクレ、すなわち、民事執行手続の改正に関する一九九一年七月九日の法律の適用のための民事執行手続に関する新しい諸規範を制定する一九九二年七月三十一日のデクレ [Décret n. 92-755 du 31 juillet 1992, instituant de nouvelles règles relatives aux procédures civiles d'exécution pour l'application de la loi n. 91-650 du 9 juillet 1991 portant réforme des procédures civiles d'exécution]<sup>(32)</sup>である。同デクレは、差押禁止債権に由来する金銭で口座に振り込まれたものの取り扱いについて、第四四條と四七條に詳細な規定を置いている。

まず、一九九二年七月三十一日のデクレ四四條第一項は、「口座の全部または一部に差押禁止債権相当額が振り込まれたときは、差押禁止性は右金額に達するまで、口座残高に移行する」と規定しているが、これは一九九一年七月九日の法律一五條とほぼ同趣旨の規定である。次に、一九九二年七月三十一日のデクレ四四條第二項は、「前項の口座が強制執行又は保全差押えの対象となったときは、口座名義人は右金額の源泉を証明して、以下の諸条文に示された諸条件の下で、対象額が自己の処分に委ねられるよう、第三債務者に対して請求することができる」と規定し、同三項は、「前項の請求は、差押債権者が差し押さえられた金銭の弁済を請求する前になされなければならない」と規定する。

では、一九九二年七月三日のデクレ四四条第二項における「源泉」をどのように証明すべきであろうか。この「源泉」の証明について、立法に参画した学者は、「一般的には困難なものではなく、給料明細書 [bulletin de salaire] の提出があれば足りるし、口座に預金として記入するに至った取引の展開そのもの（小切手の交付や振込）が資金の源泉を示すことになろう」と説明している。<sup>(33)</sup> また、ある裁判官は、「社会給付あるいは失業補償金の明細書、給料明細書、支払担当機関の証明書」を提出することによって「源泉」を証明しうると述べている。<sup>(34)</sup>

次に、差押禁止債権は定期的債権と非定期的債権に区分され、それぞれ別個の取り扱いがなされている。一九九二年七月三日のデクレ四五条は定期的債権について規定し、同一項は「差押禁止債権が、給料、退職年金、家族給付あるいは失業補償金として支払われた金銭のような定期的債権に由来する場合には、口座名義人は、最後の振込後に口座の借方に発生すべき取引額を控除して、その即時の解放を請求しうる」と規定する。

同条における定期的債権の一覧表は例示に過ぎず、雇用促進最低収入 [Revenu Minimum d'insertion] や障害年金、奨学金等の収入や給付をも含みうると解されている。<sup>(36)</sup> また、同条の文言はやや理解しがたい点があるが、「最後の振込後に・・・その即時の解放を請求しうる」とあるのは、口座の差押を受けた債務者（≡預金債権者）が自由に処分しうるのは、最後の振込分に限定され、例えば、毎月1回支払われ、口座に振り込まれる給料については、給料の一ヵ月分についての差押禁止部分のみが債務者（≡預金債権者、給料債権者）の自由な処分に委ねられることになるという趣旨に理解されている。<sup>(37)</sup>

さらに、同条に「最後の振込後に口座の借方に発生すべき取引額を控除して」とあるのは、差押前の最後の振込分として差押禁止債権にかかる給付が口座に預金として記入された後に、債務者（≡口座名義人）によってなされた支出（負債の取引）

を、差押禁止部分から控除すべきだという趣旨であり、これは、当該支出が債務者の日常生活の必要によるものとみられること、すなわち、本来かかる必要に応える目的で給付されるべき差押禁止債権にかかる給付から支出されたものとみなされていることを意味する。<sup>(38)</sup>

なお、前述の差押禁止債権のうち、非定期的債権の取り扱いについては一九九二年七月三二日のデクレ四六条に規定されている。すなわち、同条一項は、「差押禁止債権が非定期的債権に由来する場合には、口座名義人は、当該債権が記入された日以降に口座の借方に発生すべき取引額を控除して、右債権額の解放を請求しうる」と規定する。同項は、定期的債権に関するデクレ四五条と異なり、非定期的債権を例示していない。非定期的債権の例としては、永続的な就労不能を被った労災事故の被害者に付与される財産上の補償請求権や、人身事故に起因する損害賠償債権（ただし、被害者にとって扶養的性格を有するものに限られる）等が考えられる。<sup>(39)</sup>

デクレ四六条二項は「前項による解放は、継続中の取引の清算のための一五日の期間の経過前には行うことができない」と規定し、非定期的債権の場合は、定期的債権のように口座名義人にとって即時に処分可能となるものではないことを示している。非定期的債権は、一般に、定期的債権よりも扶養的性格（債務者の日常生活上の必要に応える性格）が弱いと解されるため、債務者（≡非定期的債権の債権者）の保護がより薄くなっているのである。<sup>(40)</sup>

### 第三節 一九九一年の民事執行法改革以降の状況

では、前記立法がなされた後、どのような裁判例が登場しているか、見てみよう。

まず、一九九二年七月三十一日のデクレ四五条一項にも差押禁止債権として例示されている「家族給付」が口座に振り込まれた場合に関する裁判例として、次に掲げる〔13〕と〔14〕がある。

〔13〕アミアン大審裁判所一九九三年三月四日判決<sup>(41)</sup>

事案は不明なので、判旨のみ記す。(判旨) 社会保障法典L五五三―四条によれば、家族給付は商事的性質の債務の取立に關して差押禁止性を有する。一九九一年七月九日の法律九一―六五〇号の適用のための一九九二年七月三十一日のデクレ九二―七五五号の文言によれば、口座に差押禁止債権相当額が振り込まれたときは、差押禁止性は右金額に達するまで口座残高に移行する。したがって、差押禁止債権の金額を控除した後、帰属差押される金額を別に取り分けるべきである。

〔14〕リヨン大審裁判所一九九五年三月七日判決<sup>(42)</sup>

事案は不明なので、判旨のみ記す。(判旨) 家族給付は差押禁止である。建築住居法典L三五―一九条に規定された場合でない限り、個別的要求に対応した援助についても同様であり、本件は上記の例外に該らない。一九九二年七月三十一日のデクレ九二―七五五号四四条は、「口座の全部または一部に差押禁止債権相当額が振り込まれたときは、差押禁止性は右金額に達するまで、口座残高に移行する」と規定している。これらの諸規定を考慮すると、「債務者の口座に振り込まれた家族給付は、その個別性(個性)を失って、全額において差押可能である」とする債権者の主張には根拠がない。前述の一九九二年七月三十一日のデクレ四五条により、ある口座に振り込まれた差押禁止の金銭が定期的債権に由来する場合には、差押禁止性は最後に

支払われた金額を対象とするのであって、口座の貸越額全額を対象とするのではないということになる。

このように、〔13〕も〔14〕も、デクレの文言に忠実に、家族給付は口座に振り込まれても差押禁止性を失わない旨、判示している。口座に振り込まれた雇用促進最低収入の差押禁止性については次の〔15〕がある。

〔15〕 破毀院第二民事部一九九四年三月九日判決<sup>(43)</sup>

事案は不明なので、判旨のみ記す。(判旨) 法律が差押禁止と宣言した財産は差し押さえることができない。したがって、雇用促進最低収入は譲渡禁止かつ差押禁止であるのに、当該給付は厳密に言えば家族給付ではないという理由で、雇用促進最低収入として銀行口座に振り込まれた金銭の差押を有効と判示したことによって、原審は当時適用可能であった一九八八年一月二日の法律三二条及び民法二〇九二二条に違反した。

これらの諸判決に対し、差押禁止債権にかかる給付が口座に振り込まれた場合、差押禁止性は消滅する旨、判示している次のような裁判例もある。

〔16〕 ブザンソン控訴院一九九六年六月五日判決<sup>(44)</sup>

事案は不明なので、判旨のみ記す。(判旨) S夫人によってフランシュールコンテ農業協同信用組合 [Crédit agricole de

[Franchise-Comtel] に開設された口座の貸方に成人障害者手当 [allocation aux adultes handicapés]<sup>(45)</sup> が預金として振り込まれたとしても、帰属差押の対象となる資金は、住宅積立貯金口座への貯金という形式による投資であるという理由で、その社会給付という性質と差押禁止性の性格を全て失った。したがって、原判決を支持すべきである。

ただし、〔16〕に対しては学説上、批判が強い。一つは、一九九一年七月九日の法律も一九九二年七月三十一日のデクレも、差押禁止債権にかかる給付が振り込まれる口座がどのような口座かによって、振り込まれた金銭の取り扱いについて区別を設けていないのに、〔15〕は住宅積立貯金口座に振り込まれた金銭を別異に取り扱っているという批判である。もう一つは、住宅積立貯金口座への貯金は差押を受けた債務者の収入の日常の（ないし善良な）管理行為であって、そのことのゆえに差押禁止の保護を受けられなくなるのは妥当ではないという批判である。<sup>(46)</sup>

さて、前述のように、一九九二年七月三十一日のデクレ四五条一項は、口座の差押を受けた債務者（≡預金債権者）が自由に処分しうるのは、最後の振込分に限定され、例えば、毎月1回支払われ、口座に振り込まれる給料については、給料の一ヵ月分についての差押禁止部分のみが債務者（≡預金債権者）の自由な処分に委ねられることになるという趣旨に理解されており、〔14〕もこのような理解に立って判示している。また、次の〔17〕も同趣旨の判決である。ところが、最近、この差押禁止性を口座残高全額に拡張することを認めた破毀院判決〔18〕が登場した。

〔17〕パリ控訴院一九九九年一月七日判決<sup>(47)</sup>

事案は不明なので、判旨のみ記す。(判旨) 口座に全部ないし一部が差押禁止の継続的履行にかかる債権の金額が振り込まれるとき、一九九二年七月三十一日のデクレ四四条によって提示されたルール、すなわち、差押禁止性は当該金額に達するまで口座残高に移行するというルールは、帰属差押に先立つ最後の振込にのみ関係する。その時、口座に存在していた金額の剰余金は、それが貯金されている以上、その扶養的性格を失い、差押可能となる。本件において、実行された帰属差押の効果は、市民軍人年金法典L五六条によって、全部が差押禁止となる債務者の年金の最後の支給額を控除した後に口座に存在する金額に限定されるべきである。

[18] 破毀院第二民事部二〇〇〇年五月一日判決<sup>(48)</sup>

(事案) リムーザン貯蓄共済金庫 [Caisse d'épargne et de prévoyance du Limousin] は、ユエジエ [Buge] 氏の名義で開設された口座の貸越額の保全差押を行った。債務者 [ビュジュ氏] は、差し押さえられた金銭が成人障害者手当から成っており、差押禁止の性質を有することを主張して、この差押の解除を命じるよう、執行裁判官に請求した。執行裁判官(第一審)はこの請求を棄却した。原判決 (リモージュ [Limoges] 控訴院一九九六年二月一九日判決) は、第一審判決を支持したが、その際、口座に振り込まれた差押禁止の金銭が定期的債権に由来する場合には、差押禁止性は最後の振込分を対象とするのであって、口座の貸越額全額を対象とするのではないということを考慮した。

(判旨) 一九九一年七月九日の法律一五条及び一九九二年七月三十一日のデクレ四四条、四五条参照。口座の全部または一部に差押禁止債権相当額が振り込まれたときは、差押禁止性は右金額に達するまで、口座残高に移行する。差押禁止債権が定

期的債権に由来する場合には、口座名義人は、最後の振込後に口座の借方に発生すべき取引額を控除して、その即時の解放を請求しうる。原判決は、上記のように判示したことによって上述の規定に違反した。原判決を破毀し、訴訟をポワティエ〔Poitiers〕控訴院に移送する。

〔18〕はその評釈者により、成人障害者手当が立法者によって差押禁止とされた趣旨を完全に実現するものだとして高く評価されているが、その原判決がこれと反対の立場に立っていることや、これと近接した時期に出された〔17〕や〔14〕もやはり反対の立場に立っていることから、判例の立場は固まったとはいえない状況にある。

## 第五章 検討

### 第一節 口座振込と差押禁止性の帰趨について

第三章でみたように、日本の従来の裁判例の大半は、差押禁止債権にかかる給付が当該債権の債権者の預金口座に振り込まれた場合、差押禁止性は消滅し、かかる給付は差押の対象となりうる旨、判示している。しかし、給与その他の金銭的給付が口座振込によって行われるという慣行が相当程度普及している現在、このような取り扱いを行うと、差押禁止規定は事実上潜脱されかねない。フランスのように、差押禁止債権にかかる給付が口座に振り込まれた場合にも、差押禁止性は維持されると

する明文の規定を置いて、立法的に解決する道もあるが、まず、解釈論によって差押禁止性の維持を図る方法はないだろうか。前述のように、清水誠教授は、債権がその形態を変じたからといって、新債権が旧債権の従前有した属性を必ず失うものではないと述べ、その例として準消費貸借を挙げている。<sup>(1)</sup>そこで、準消費貸借において、既存債務（旧債務）と準消費貸借によって成立した債務（新債務）との関係についての判例を見てみよう。かつて判例は、新旧両債務の間には同一性がなく、旧債務について存在した同時履行の抗弁権や詐害行為取消権は消滅すると解していたが、その後、同一性の有無は当事者の意思によって決定されるという立場に変わり、さらに、当事者の意思は、原則として債務の同一性を維持するにあると解するようになり、現在に至っている。<sup>(4)</sup>その結果、旧債務に付着していた担保権、詐害行為取消権、同時履行の抗弁権は原則として存続すると解されている。<sup>(5)</sup>

また、免責的債務引受において、その効果は、債務が同一性を失わずに引受人に移転することとされ、債務者が有していた抗弁権、債務に從たる債務、債務の担保は原則として、引受人に移転すると解されている。<sup>(6)</sup>

振込取引において、受取人は原因関係における債権に代えて預金債権を取得し、振込依頼人は原因関係を決済する。すなわち、振込取引において、原因関係における債権の消滅と預金債権の発生が生じている。この振込取引における両債権の関係を前述の準消費貸借や免責的債務引受における債権関係に類するものと考え、債務の同一性を根拠とする抗弁権や担保権等の存続という処理を振込取引における差押禁止性の消長に準用することが可能であれば、差押禁止債権にかかる給付が口座に振り込まれた場合にも、差押禁止性は維持されると解することができよう。

次に、振込取引の法律関係を説明するために、通説は二段階委任契約説と呼ばれる考え方をとっている。この考え方によれ

ば、振込依頼人は仕向銀行に対して、被仕向銀行における受取人の預金口座に振り込むことを委託し、仕向銀行は、被仕向銀行に対して、受取人の口座に振り込むことを委託するものとされる。<sup>(7)</sup> この見解に立った上で、仕向銀行と被仕向銀行との間の委任契約が、振込依頼人と仕向銀行との間の委任契約に対して、復委任契約の關係にあると解し、復受任者たる被仕向銀行の地位に民法一〇七条二項を類推適用することが可能だとしよう。<sup>(8)</sup> そうすると、被仕向銀行は本人たる振込依頼人に対して「代理人ト同一ノ權利義務ヲ有」<sup>(10)</sup> することになり、フランスのトレヴー小審裁判所一九六一年四月一四日判決やニーム小審裁判所一九七三年四月三日判決<sup>(10)</sup> が判示しているように、例えば貸金が口座に振り込まれた場合にも、当該貸金は代理人（＝本人（使用者）側）に依然として留まっていることにより、貸金としての性格を保持していると構成して、差押禁止性は維持されると解することができる。ただし、振込依頼人の復受任者たる被仕向銀行を振込依頼人の代理人に準じるものと取り扱うこの構成は、技巧的に過ぎるかもしれない。

また、日本の裁判例はしばしば、差押禁止債権にかかる給付について、それが受給者の預金口座に振り込まれた場合にも、受給者の生活保持の見地から差押禁止の趣旨が尊重されるべきだと述べている。<sup>(11)</sup> 釧路地裁北見支判令平成八年七月一九日金法一四七〇号四一頁は、そのうえで、「しかしながら、一般的には預金口座には差押等禁止債権についての振込み以外の振込みや<sup>(12)</sup> 預入れも存在するのであって、年金等は預金口座に振り込まれると受給者の一般財産に混入し、年金等としては識別できなくなる<sup>(12)</sup> といわざるをえず、このようなものについてまで差押を禁止することとなると取引秩序に大きな混乱を招く結果となる」から「差押禁止債権の振込によって生じた預金債権は、原則として、差押等禁止債権としての属性を承継しない」と判示している。しかし、前にも述べたが、この判旨の反対解釈により、例えば、差押禁止債権にかかる給付が振り込まれた当該預金口

座に、差押禁止債権にかかる給付以外の入金がない等の事情によって、預金者の一般財産との識別が可能ならば、差押禁止性は維持されるという解釈を導くことはできないであろうか。この点について、前述のニーム小審裁判所一九七三年四月三日判決が、当該口座が「貸金だけが専ら入金される口座であったか否かを調べ、貸金以外のものも入金される口座であった場合には、貸金の振込と貸金以外の源泉からの振込とを区別するために、証拠調べが必要である」と判示していることも参考になる。また、フランスでは、口座に振り込まれた資金の源泉を調べる義務は誰にあるのか（銀行か裁判官か）をめぐる、裁判例の態度は前述のように分かれていたが、一九九一年の民事執行法改革によって、差押を受けた給付について、口座名義人がその源泉が差押禁止債権であったことを証明すれば、差押の対象額が自己の処分委ねられるよう、請求しうるものとされ、<sup>(13)</sup>立法的に解決された。日本法には明文の規定がないが、差押禁止の趣旨の尊重という見地から、このような運用を行うことは可能ではなからうか。

民事執行法制定前には、前述のように、旧民事訴訟法（明治三三年法律二九号）五七〇条一項六号の規定の趣旨から、差押禁止債権にかかる給付が銀行預金や郵便貯金の口座に振り込まれた場合も、手元に現金をもっている場合と区別すべき理由がないとして、差押が禁止されるとする学説があつた。<sup>(14)</sup>旧民事訴訟法五七〇条一項六号は、差押禁止債権が履行されて、債務者が現実<sup>(15)</sup>に受領した金銭について、差押を制限する規定であり、これと全く同じ規定は現行民事執行法には存在しない。ただし、差押禁止動産に関する民事執行法一三二条三号は、「標準的な世帯の一月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭」（民事執行法施行令一条により、二二万円）の差押を禁止しており、差押を受けた債務者の生活保持の見地からの差押制限が、むしろ旧法よりも拡大されていると見ることができると、差押禁止債権にかかる給付が口座に振り込まれた場合、当該

給付は代理人（日本人（差押禁止債権の債務者）側）たる被仕向銀行に依然として留まっていることにより、差押禁止性を保持しているという、前述の構成が仮に妥当でないとしても、手元に現金をもっている場合に準じて、差押禁止動産に関する民事執行法一三一条三号を適用（ないし類推適用）し、差押を制限することができるであろう。

口座に振り込まれた金銭は預金債権に転化するから差押禁止性を失うが、民事執行法一五三条により差押命令の取消が可能だとする見解についても検討しておこう。この見解に対する批判として、前述のように、債務者の救済方法として迂遠であるとか、同条による救済手続を知らない債務者の保護が問題であるとするものもあるが、特に問題となるのは、債務者の申立てがあったとしても、直ちに差押命令が取り消されるのではなく、「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して」はじめて、差押命令の取消が可能になる点であろう。債権の差押禁止範囲の変更を凶る制度として、前述のように、民事執行法の制定以前には旧民事訴訟法六一八条ノ二という規定が存在し、同条は差押禁止動産の範囲の変更に關する旧民事訴訟法五七〇条ノ二を準用していたが、旧民事訴訟法五七〇条ノ二は、差押禁止範囲の拡大の要件として、①差押によつて債務者がその生活上回復することができない窮迫の状態に陥るおそれがあること、②債務者が誠実で債務履行の意思があること、③債権者の経済に甚だしい影響を及ぼさないものと認むべき顕著な事由があること、を要求していた。このうち、②の要件については、主観的なものを含み、認定も困難であるとして批判されていたが、民事執行法は②の要件を除外し、差押禁止の範囲の変更の要件を緩和した。ただし、依然として「債権者の生活の状況」も考慮しなければならず、差押命令の取消が債権者の生活に甚だしい影響を及ぼすべき場合は、差押禁止の拡張は許されないと解されている。<sup>(16)</sup> また、「その他の事情を考慮して」という文言がある以上、債務者の誠実性や債務履行の意思が全く問題にならないわけではない。<sup>(17)</sup> 第三章で述べたように、民事執

行法制定以前の差押禁止範囲拡張の申立の制度に関する裁判例で公刊されたものは少なく、しかも差押禁止範囲拡張の申立をいづれも棄却しているが、その際に前記②や③が考慮されている場合が少なくない。<sup>(18)</sup> 本論点に関する民事執行法の下での公刊された裁判例も少ないが、諸事情を考慮した上で否定する例のほうが多いようである。<sup>(20)</sup> この点で、フランスの一九九一年の民事執行法改革では、差押禁止債権にかかる給付が振り込まれた口座が差押の対象となつたときに、口座名義人がその給付の源泉を証明しさえすれば、差押債権者の生活の状況その他の事情を考慮することなく、差し押さえられた金銭の解放を求めることができる旨の規定が置かれたことは参考にならう。<sup>(21)</sup>

さて、差押禁止債権にかかる給付が口座に振り込まれた場合にも、差押禁止性が維持されると解するとしても、この差押禁止性は永続性を有するか否かという問題が残されている。これについては、第三章で紹介したように、毎月支払われる給与債権の場合には、口座に振り込まれて一ヵ月経過後の余剰は一般財産に混入し、差押の対象となりうるとする学説がある。<sup>(22)</sup> また、従来のフランスの裁判例もこれと同様の理解に立っていた。しかし、第四章で紹介したように、最近、フランス破産院は、この差押禁止性を口座残高全額に拡張すること、すなわち、差押禁止性の永続性を認めた。差押禁止債権にかかる給付が口座に振り込まれたからといって、差押禁止性を失うことはない<sup>(23)</sup>と解する立場に立つならば、このフランス破産院の態度のほうが一貫性を有している。ただし、差押禁止債権にかかる給付を原資として形成された預金債権を担保に信用供与を行う余地を残しておいたほうが、債権者にとっても債務者にとっても便宜であるとも考えられるため、この破産院の解決を導入することにはためらいを感じる。

## 第二節 口座振込と相殺禁止性の帰趨について

A（銀行）がBに対して貸付金債権を有し、BがCとの雇傭契約に基づき、Cに対して貸金債権を有する場合、この貸金がA銀行におけるBの口座に振り込まれたとすると、Aは貸付金債権を自働債権、Yの預金債権を受働債権とする相殺をなしうるであろうか。このように、一般に、差押禁止債権にかかる給付が口座に振り込まれると、それは預金債権に転化し、差押禁止性を失い、当該預金債権を受働債権とする相殺は可能となるのであろうか。

この問題については、AとBとの間に振込指定の特約が結ばれている場合と、振込指定の特約がない場合とに分けて考えてみよう。

まず、振込指定の特約がある場合について述べよう。振込指定とは、「C（第三債務者）がB（債務者）に負う債務の支払方法を、A銀行（債権者）に有するBの預金口座への振込に限定する方法であり、CがBの預金口座に振り込むとAは相殺によつてBへの債権を回収しうる。BがCへ振込指定をなすべき旨のA・B間の契約と、BのCへの振込指定と、Cの承認から構成されている」と説明される。<sup>24</sup>

第三章で紹介した裁判例〔2〕は、老齢年金の振込指定について、次のように判示していた。すなわち、Xの老齢年金受給権は差押えが禁止されており、XとY銀行との間で締結された老齢年金の振込指定は、老齢年金受給権を差押え又は担保に供するのと同様の目的を達することになるから、厚生年金保険法四一条一項の適用を潜脱するものであって、無効である。したがって、Yは法律上の原因なくしてXの受けた老齢年金給付金を取得しており、XはYに対して不当利得返還請求権を有するが、この不当利得返還請求権は、老齢年金の支払がなされた結果の金員についてのものだから、Yがこれを受働債権として相

殺に供することは、特段の事情のない限り禁止されるものではない。このように、「2」は、振込指定特約自体を脱法行為として無効と宣言しながら、口座に振り込まれ、銀行が受領した給付金についての不当利得返還請求権を受働債権とする相殺は容認している。また、「2」の上告審である「4」は振込指定特約も脱法行為ではないとして相殺を容認している。

しかし、「2」が振込指定特約を脱法行為と認めておきながら、不当利得返還請求権を受働債権とする相殺を容認していることも、それ自体差押禁止規定の潜脱にならないであろうか。また、銀行は差押禁止債権であることを知っていて振込指定の對象としていとなると考えられるから、上記のような差押禁止債権に関する振込指定は脱法行為として、相殺は禁止されると解すべきであろう。<sup>(25)</sup>

では、振込指定の特約がない場合はどうか。この場合には、口座に振り込まれ、預金債権に転化した差押禁止債権にかかる給付を受働債権として銀行が相殺を行っても、振込指定のある場合に比べて、銀行の帰責性は強くない。ただし、差押えの場合とのバランスを考えると、次のようなことに留意すべきであろう。第一節で述べたように、差押禁止債権にかかる給付が口座に振り込まれた後も差押禁止性は維持されると解するならば、民法五一〇条により、かかる給付（預金債権）を受働債権とする相殺も禁止されると解すべきであろう。また、差押債権者が当該口座の開設されている銀行以外の第三者である可能性が高いのに対して、相殺を行う者は当該口座の開設されている銀行であり、口座振込の被仕向銀行として、振り込まれた金銭の原資（源泉）が差押禁止債権であるか否かについて、容易に知りうる立場にあると考えられるから、相殺を禁止しても銀行にとって不意打ちとはならないであろう。<sup>(26)</sup>

次に、仮に、口座に振り込まれた金銭については、たとえその原資が差押禁止債権であったとしても、預金債権に転化した

以上、差押禁止性はなく、ただ民事執行法一五三条により差押命令の取消が可能となるにすぎない、という見解に立つた場合、かかる預金債権を受働債権とする相殺をどのように取り扱うべきであろうか。これについては、第三章第二節で紹介したように、差押には、差押前の段階で公的機関（裁判所）による調査という事前の抑制措置がとられるだけでなく、事後も執行抗告や民事執行法一五三条による差押命令の取消のような紛争処理手続があるのに、相殺にはそのような手続がないことを理由に、上記のような相殺を禁止すべきだとする見解や、相殺については相殺権の濫用がある場合にのみ、効力を否定すべきだとする見解<sup>(28)</sup>がある。私は、民法五一〇条を根拠に、相殺にも民事執行法一五三条を類推適用して相殺の取消を認める余地がある<sup>(27)</sup>と考えるが、これに対しては、「民事執行法一五三条により取消しの対象となる債権の種類・内容には制限がないから」「相殺制限の範囲が不明確となり、取引の安全を害することになる」として消極に解する見解<sup>(29)</sup>がある。確かに、民事執行法一五三条による差押禁止の範囲の拡張の場合には、対象となる債権の種類・内容の限定はないから、同条は、差押禁止債権にかかる給付が口座に振り込まれて預金債権に転化した場合だけを念頭に置くのではなく、被差押債務者の生活保護の見地から、差押の禁止されていない他の様々の債権や、部分的に差押が禁止されている債権に対する差押禁止範囲の拡張に用いられてきた。したがって、相殺にも民事執行法一五三条を類推適用して、対象となる債権の種類・内容を限定しなければ、「相殺制限の範囲が不明確となり、取引の安全を害することになる」かもしれない。しかし、少なくとも、民法五〇五条によって相殺適状にある債権でなければ相殺の対象（受働債権）とはなりえないのだから、相殺の対象はもともとある程度限定されているし、ひいては相殺制限の範囲も一定の範囲内に納まることにならないだろうか。また、「相殺制限の範囲が不明確」となることを懸念するのであれば、差押禁止債権にかかる給付が口座に振り込まれて預金債権に転化した場合に、預金債権を受働債権とする

相殺についてのみ、民事執行法一五三条を類推適用しうると構成すればよいのではないだろうか。

以上に論じてきた内容については、なお十分な検証を経なければならない部分も少なくないが、本稿で取り上げた問題に関する筆者の一つの試論として提示する次第である。

注

第一章

(1) 最判平成一〇年二月一日金判一〇五六号六頁、金法一五三五号六四頁。

(2) 先の平成一〇年の最高裁判決以降に公刊された裁判例として、差押禁止性の承継を否定したものであるが、東京地判平成一二年一〇月二五日判タ一〇八三号二八六頁がある。

第二章

(1) 一定の債権の差押禁止を定める特別法は多いが、例えば、恩給法二一条、労働基準法八三条二項、船員法二一五條、労働者災害補償保険法二二條の五第二項、雇用保険法二一条、厚生年金保険法四二一條一項、健康保険法六八條、国民健康保険法六七條、船員保険法二七條、国家公務員等共済組合法四九條、地方公務員等共済組合法五一條、生活保護法五八條、児童福祉法五七條の三第二項、同三項、自動車損害賠償保障法一八條、同七四條等が挙げられる。

(2) 明治期の強制執行制度の沿革については、以下の文献を参照。兼子一「民事訴訟法の制定——テッチョー草案を中心として——」同『民事法研究第Ⅱ巻』（酒井書店、一九五〇年）一〇一―一〇六頁、同「日本民事訴訟法に対する佛蘭西法の影響」同書一七〇―二七頁、染野義信「わが国民民事訴訟法の近代化の過程」三ヶ月章編『菊井先生献呈論集 裁判と法（上）』（有斐閣、一九六七年）四九三―五四七頁、三ヶ月章「ポアソナードの財産差押法草案における執行制度の基本構想」同『民事訴訟法研究』（有斐閣、一九七二年）一五九―二二二頁、同「テッチョーの訴訟法草案における執行制度の基本構想」同書二二二―二六二頁等。

(3) 法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書23 民事訴訟法草案』（商事法務研究会、一九八六年）九三―九四頁。これと全く同じものが、法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書24 民事訴訟法議案』（商事法務研究会、一九八六年）一〇七頁には「民事訴訟法新草案 第二十四回第六五九條」として掲載されている。後者の資料の表題通り、「民事訴訟法議案」だとすると、兼子・前掲注(2)「民事訴訟法の制定——テッチョー草案を中心として——」七頁及び八頁注(九)の記述によれば、テッチョー草案について、法典調査会法律取調委員会の報告委員が修正を加えて会議の原案とした最初期の草案（法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書24 民事訴訟法議案』七八頁（民事訴訟法新草案第十九回第四五一条の欄外）に「六月二十三日議了」と記載されているので、兼子・前掲注(2)「民事訴訟法の制定——テッチョー草案を中心として——」六―七頁の記載と考え合わせると、おそらく本条の検討は明治二〇年六月

二四日から同年二月一五日の間になされたのではないかと思われる。だということになる。差押禁止動産として列挙されている物の整理(例えば、第三号に「印」、第五号に「系譜」が置かれている等)に着目して他の草案と比較しても、これが最も初期の法典調査会の和文の草案だと推定される。なお、以後、条文の表記に関して、条文番号を「六百五十九条」ではなく「六五九条」という表記に改め、漢字も新字体に改める。

(4) 法務大臣官房司法法制調査部・前掲注(3) 『日本近代立法資料叢書23 民事訴訟法草案』一〇一頁、法務大臣官房司法法制調査部・前掲注(3) 『日本近代立法資料叢書24 民事訴訟法議案』一一六頁。

(5) 原文では「之ヲ差押フルコトヲ得」となっているが、明らかに誤植であろう。

(6) 法務大臣官房司法法制調査部・前掲注(3) 『日本近代立法資料叢書23 民事訴訟法草案』二六一頁。

(7) 法務大臣官房司法法制調査部・前掲注(3) 『日本近代立法資料叢書24 民事訴訟法第七編第二章以下調査案』三一〜三二頁。

(8) 法務大臣官房司法法制調査部・前掲注(3) 『日本近代立法資料叢書24 再修正民事訴訟法第七編第二章以下調査案』七九〜八〇頁。

(9) 法務大臣官房司法法制調査部・前掲注(3) 『日本近代立法資料叢書23 民事訴訟法草案』二四九頁。

(10) 本多康直・今村信行『民事訴訟法註解』(博聞社、明治二六年。復刻版は信山社(日本立法資料全集別巻一五四)、二〇〇〇年)一七五九頁。

(11) 本書の著者名に付された肩書によれば、本多康直は司法省参事官・法律取調報告委員、今村信行は控訴院評定官・法律取調報告委員であった。両者は訴訟法を担当する司法省法律取調報告委員として明治二〇年一月四日に任命された。これについては、大久保泰甫・高橋良彰

『ボワソナード民法典の編纂』(雄松堂、一九九九年)一四四〜一六五頁参照。

(12) 下川耿史編『昭和・平成家庭史年表』(河出書房新社、一九九七年)一一九頁によれば、「給料の振込制」は昭和一六年に初登場したとされる。もっとも、同書四四〇頁では昭和五一年に「各企業で給料の銀行振込みが始まる」と記されており、矛盾するようにも思われるが、真意は不明である。いずれにせよ、賃金の口座振込は昭和以降に開始されたのであろう。

(13) この昭和一〇年の改正については、大森洪太「裁判所構成法中改正法律及民事訴訟法中改正法律」法律時報七卷五号七〜一一頁、浦野雄幸「民事執行法の諸問題(一)」法律時報三三卷一一号一六頁参照。

(14) 法務省民事局参事官室「強制執行法案要綱案(第一次試案)について」ジュリ五〇五号七一〜七二頁。この案に対し、日弁連は、昭和四七年四月に法務省民事局に提出した意見の中で、趣旨賛成としつつ、(注)(3)については、「考慮すべき問題である。しかし、預金債権が差

押禁止債権の転化したものであることが明白な場合に限定であろう。」と慎重な姿勢を見せている。

- (15) 「強制執行法要綱案―第二次試案―」商事法務六四二号七四頁。
- (16) 浦野雄幸「強制執行法要綱案(第二次試案)について(四・完)―第一次試案との主要相違点について―」ジュリ五五四号九三〜九四頁。
- (17) 宇佐見隆男・浦野雄幸・新堂幸司・竹下守夫・中野貞一郎・三ヶ月章・南 新吾・三宅弘人・吉原省三「ジュリスト増刊 民事執行セミナー」(有斐閣、一九八一年)二八六〜二八七頁〔浦野雄幸、宇佐見隆男発言〕。なお、「民事執行法対象条文参考条文一覽表」NBL一六八号二一〇頁参照。
- (18) 広中俊雄『第九回帝国議会の民法審議』(有斐閣、一九八六年)三四四頁。
- (19) 法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書3 法典調査会民法議事速記録』(商事法務研究会、一九八四年)五九二頁。
- (20) 法務大臣官房司法法制調査部・前掲注(19)五九二頁。広中俊雄編著『民法修正案(前三編)の理由書』(有斐閣、一九八七年)四八六頁。
- (21) BOISSONADE (G.), *Projet de Code civil pour l'Empire du Japon accompagné d'un commentaire* [Première édition], Tokio, 1882, reproduit en 1999, pp. 699-700. BOISSONADE (G.), *Projet de Code civil pour l'Empire du Japon accompagné d'un commentaire, Nouvelle édition*, Tokio, 1891, p. 739.
- (22) BOISSONADE (G.), *op. cit.*, [Première édition], pp. 702-703. BOISSONADE (G.), *op. cit.*, [Nouvelle édition], p. 769.
- (23) BOISSONADE (G.), *op. cit.*, [Première édition], p. 703. BOISSONADE (G.), *op. cit.*, [Nouvelle édition], p. 769.
- (24) BOISSONADE (G.), *op. cit.*, [Première édition], p. 703. BOISSONADE (G.), *op. cit.*, [Nouvelle édition], p. 769.
- (25) BOISSONADE (G.), *op. cit.*, [Première édition], p. 703. BOISSONADE (G.), *op. cit.*, [Nouvelle édition], p. 769. ただし、このうち、『プロジェ初版』(Première édition)にはフランス民法、イタリア民法の条文の引用がない。なお、第二章第一節で述べたように、明治三年に公布された民事訴訟法の第六一八条は、さまざまな職業人の賃金・報酬債権の差押えを制限している。『プロジェ初版』は一八八二年(明治一五年)に刊行されたものだから矛盾はないが、『プロジェ新版』(Nouvelle édition)は一八九二年(明治二四年)に刊行されているにもかかわらず、本文中に引用したように、『プロジェ初版』の記述を変更せず、「もし、ある法律が、(中略)私人の俸給、賃金、報酬の差押えを少なくとも一部でも禁ずるならば」と仮定形のままにしている。この点は、結果的に、前年に公布された民事訴訟法の内容を無視した形となっているのではなからうか。

(26) 大久保泰甫・高橋良彰・前掲注(11)一七一〜一七二頁。

- (27) 法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書9 法律取調委員会民法草案財産編人權ノ部議事筆記二』(商事法務研究会、一九八七年) 九一〜九二頁。
- (28) 法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書11 法律取調委員会民法草案財産編再調査案議事筆記』(商事法務研究会、一九八八年) 三七〇〜三七二頁。法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書15 法律取調委員会民法草案財産編再調査案議事筆記』(商事法務研究会、一九八八年) 一〇五〜一〇六頁。
- (29) 法務大臣官房司法法制調査部・前掲注(19) 五九二〜五九三頁。

### 第三章

- (1) ただし、この文献を入手しえなかつたため、引用は、小島武司「差押禁止財産と債務者保護」ジュリスト八七六号一〇二〜一〇三頁による。
- (2) 後掲注(7) 掲記の文献参照。
- (3) 宮脇幸彦『強制執行法(各論)』(有斐閣、一九七八年) 一〇四頁。
- (4) 宮脇・前掲注(3) 所収の著者略歴によれば、同氏は昭和三八年一月から昭和四七年三月末まで法務省民事局参事官を務め、民事手続法の改正を担当したとされる。また、「強制執行セミナー 強制執行法案要綱案第一次試案をめぐって(一)」ジュリスト五〇五号一五頁の同氏の発言によれば、強制執行法案要綱案第一次試案の作成に同氏が法務省民事局参事官として関与していたと明言されている。
- (5) 本稿第二章第1節2(2) 参照。
- (6) 鈴木忠一・三ヶ月章・宮脇幸彦『注解強制執行法(2)』(第一法規出版、一九七六年) 四三三頁(戸根住夫執筆)。
- (7) 宇佐見隆男・浦野雄幸・新堂幸司・竹下守夫・中野貞一郎・三ヶ月章・南 新吾・三宅弘人・吉原省三『ジュリスト増刊 民事執行セミナー』・前掲第二章注(17)、浦野雄幸『逐条概説民事執行法(全訂版)』(商事法務研究会、一九八一年) 五〇六頁。上原敏夫「債権差押命令と転付命令」三ヶ月章・中野貞一郎・竹下守夫編『新版・民事訴訟法演習2 判決手続(2)・民事執行』(有斐閣、一九八三年) 二六二〜二六七頁(ただし、何らかの立法上の手当が必要であるとす)。鈴木忠一・三ヶ月章編『注解民事執行法(4)』(第一法規、一九八五年) 五一三〜五一四頁(五十部豊久執筆)(ただし、何らかの立法上の手当が必要であるとす)。諸星聖臣「口座振込み等によつて形を変えた差押禁止債権に対して差押命令が発せられた場合の効力はどうか」東京地裁民事執行実務研究会編『債権執行の実務』(民事法情報センター、一九九二年) 七四〜七七頁。松丸伸一郎「給料債権等の差押禁止と差押禁止範囲の変更」東京地裁債権執行等手続研究会編『債権執行の諸

- 問題」(判例タイムズ社、一九九三年)八二～九二頁。内山衛次「預金債権の差押制限——ZPO八五〇条kを手がかりとして——」大阪学院大学法学研究一九卷一・二号一～四〇頁。上原敏夫「差押が禁止されている給付が銀行預金口座に振り込まれた場合、その銀行預金を差し押さえることができるか」NBL五二八号四八～五一頁。香川保「監修『注釈民事執行法第6巻』(金融財政事情研究会、一九九五年)三五六～三五九頁(宇佐見隆男執筆)。中野貞一郎「民事執行法(新訂三版)」(青林書院、一九九八年)五四三頁。
- (8) 民事執行法制定以前において、差押禁止範囲拡張の申立の制度に関する裁判例で公刊されたものは、私の知りえた範囲では次のものしか存在しない・東京高決昭和三年七月一〇日下民九卷七号二二五七頁、東京高決昭和三年六月二二日判時一九九号二五頁、福岡高決昭和四年一月二二日判時六九七号六一頁、福岡高決昭和五年三月一九日判時八二四号八一頁。これらの裁判例は、差押禁止債権にかかる給付が銀行口座に振り込まれた場合に関する事案ではなく、しかも、差押禁止範囲拡張の申立をいずれも棄却している。
- (9) 差押禁止範囲の拡張の申立に関して公刊された裁判例としては、大阪高決昭和五九年一〇月五日判タ五四二号二二頁、札幌高決昭和六〇年一月二二日判タ五五四号二〇九頁、東京高決平成二年一月二二日金法一二五七号四〇頁、仙台地裁気仙沼支部決平成四年一月一七日判タ七七七号二六三頁、東京地裁八王子支部決平成一年六月八日判タ一〇五〇号二七六頁、東京高決平成二年三月二二日判タ一〇五〇号二七五頁がある。
- (10) 鈴木・三ヶ月編・前掲注(7)五三頁(五十部豊久執筆)。
- (11) 上原・前掲注(7)NBL五〇頁。山本和彦「消費者信用における貸金の責任財産性の検討——比較法的視点から見た貸金債権の担保化、強制執行・破産における処遇——」中野貞一郎他編『三ヶ月章先生古稀祝賀 民事手続法学の革新 下巻』(有斐閣、一九九一年)二九四頁、二九六頁注(53)。
- (12) 長尾治助「高齢者保護とレンダー・ライアピリティ 預金債権に転化した年金額との相殺禁止(上)」NBL五七一号六～一一頁(特に九～一一頁)。
- (13) 長尾治助「高齢者保護とレンダー・ライアピリティ 預金債権に転化した年金額との相殺禁止(下)」NBL五七六号三二～三五頁。
- (14) 伊藤進「年金等の振込口座による相殺の有効性——鈎路地裁北見支判平8・7・16をめぐって——」金法一四七〇号一三～二〇頁(特に一七～一九頁)。同旨、大西武士「国民年金等の振込口座預金と貸金との相殺——最一小判平10・2・10金判一〇五六号六頁」判タ九九五号二五～三一頁、潮見佳男「債権総論Ⅱ(第2版)」(信人社、二〇〇一年)三三〇～三三二頁。
- (15) 宮川不可止「年金等の振込口座による相殺をめぐる諸問題」金法一四八七号四三～四八頁。

- (16) 佐藤鉄男「給与振込による預金債権の差押と相殺」『今中利昭先生還暦記念論文集 現代倒産法・会社法をめぐる諸問題』（民事法研究会、一九九五年）一九七～一九九頁（特に二〇九～二二二頁）。
- (17) 清水誠「差押禁止債権と相殺」法律時報六七卷一〇号四八～五一頁。

#### 第四章

- (1) Trib.inst. Trévoux, 14 avril 1961, *Banque*, 1962, 631; *Gaz. Pal.*, 1961, 2, 10; *D.* 1961, somm., 88. この判決の評釈をよむ、MARRIN(X), *Note*, *Banque*, 1962, 631, RAVNAUD(P), *R. t. d. civ.*, 1961, 734 を参照。
- (2) これは、債務者が第三債務者に対して有する債権や第三者が占有し債務者が所有する有体動産に対する差押方法であったが、後述する一九九一年の民事執行法改正により、給料債権以外の債権については saisie-attribution「帰属差押」に、有体動産については saisie-vente「売却差押」と saisie-apprehension「把握差押」に取って代わられた。これについては、山口俊夫『フランス債権法』（東京大学出版会、一九八六年）二二二頁、山本・前掲第三章注(11)二九一～二九六頁、同『フランスの司法』（有斐閣、一九九五年）六九～七九頁参照。
- (3) 労働法典第一編「労働に関する約定」は一九一〇年に成立したが、一九七三年に現行の新労働法典が編纂された。
- (4) 労働法典第一編六一条は、賃金債権の差押・譲渡可能割合を次のように定めている。「四〇〇〇フラン以下の部分につき二〇分の一、四〇〇〇フランを超え八〇〇〇フラン以下の部分につき一〇分の一、八〇〇〇フランを超え一二〇〇〇フラン以下の部分につき五分の一、一二〇〇〇フランを超え一六〇〇〇フラン以下の部分につき四分の一、一六〇〇〇フランを超え二〇〇〇〇フラン以下の部分につき三分の一、二〇〇〇〇フランを超え二四〇〇〇フラン以下の部分につき三分の二、二四〇〇〇フランを超える部分につき全額」。
- (5) Trib.inst. Lille, 4 décembre 1961, *Banque*, 1962, 855. この判決の評釈をよむ、MARRIN(X), *Note*, *Banque*, 1962, 855; RAVNAUD(P), *R. t. d. civ.*, 1962, 564 を参照。
- (6) Cour d'appel de Paris, 4 décembre 1971, *Gaz. Pal.*, 1972, 1, 400. この判決の評釈をよむ、GARRILLAC(M.) et RIVE-LANGE(J.-L.), *R. t. d. com.*, 1972, 669 を参照。
- (7) 旧民事訴訟法五七七条は、「差押えを受けた者が申告を行わず、または前数条で定められた証明をしない場合には、その者は、差押えの原因についての単純な債務者と宣言される」（邦訳はフランス民事訴訟法典翻訳委員会「フランス民事訴訟法典の翻訳」(11)「法協八九卷四号四二八頁による」と規定している。一八〇六年に制定された旧民事訴訟法典のうち、強制執行手続に関する規定は、一九七五年に新民事訴訟

- 法典が成立した後も効力を持ち続け、一九九二年に成立した民事執行手続法の施行時（一九九三年）まで妥当していた。
- (8) Trib.inst.Dôle, 17 décembre 1971, D. 1972, J. 409. この判決の評釈として、WIEDERKHEIM (G.), *Note*, D, 1972, J. 409 を参照。
- (9) 適正家賃住宅 [Habitation à loyer modéré H.L.M.] は、低家賃住宅とも訳され、フランスで戦後、住宅事情の改善を目指す政策として、低所得者層を対象に供給された賃貸住宅である。国家の監督下にある多くの H.L.M. 関係機関が存在する。これについては、藤井良治・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障 6 フランス』（東京大学出版会、一九九九年）三〇五～三四五頁〔原田純孝・大家亮子執筆〕参照。
- (10) 原文では「民法二〇九二条」となっているが、誤植だと思われる。
- (11) Trib.inst.Nîmes, 3 avril 1973, *Gaz.Pal.*, 1974, I. 39; *J.C.P.éd.G.* 1973, IV, 6298; *Banque*, 1973, 615. この判決の評釈として、MARTIN (L.M.), *Banque*, 1973, 615; CABRILLAC (M.) et RIVE-LANCE (J.-L.), *R. t. d. com.*, 1973, 609 を参照。
- (12) 成年の制限行為能力者保護制度の一つであり、民法四九一条以下に規定されている。「司法救助」とか「裁判所の保護」とも訳される。一九六八年一月三日の法律五号 [Loi n° 68-5 du 3 janvier 1968] によって新設された。この制度については、Mazeaud (H.), Mazeaud (L.), Mazeaud (J.), *Chabas* (F.) et Laroche-Gisserot (F.), *Leçons de Droit Civil, Tome 1/Deuxième Volume, Les personnes*, 8<sup>e</sup> éd., Paris, 1997, pp. 291-295, n° 737-741 参照。邦語文献としては、山口俊夫『概説フランス法 上』（東京大学出版会、一九七八年）四七九～四八二頁参照。民法四九一条の第二項は、裁判上の保護の下に置かれた成年者の行為がレジオン（過剰損害）となる場合に限り消しうる旨を規定している。
- (13) レジオン [lésion]（過剰損害）については、Mazeaud (H.), Mazeaud (L.), Mazeaud (J.) et Chabas (F.), *Leçons de Droit Civil, Tome 2/Premier Volume, Obligations, théorie générale*, 9<sup>e</sup> éd., Paris, 1998, pp. 202-225; Terrie (F.), Smider (P.) et Lequette (X.), *Droit civil, Les obligations*, 6<sup>e</sup> éd., Paris, 1996, pp. 242-256; Larrouquer (C.), *Droit civil, Tome 3, Les obligations, le contrat*, 3<sup>e</sup> éd., Paris, 1996, pp. 371-388; BENAERT (A.), *Droit civil, Les obligations*, 6<sup>e</sup> éd., Paris, 1997, pp. 108-110; MALAURIE (P.) et AYNES (L.), *Droit civil, Les contrats spéciaux*, 11<sup>e</sup> éd., Paris, 1998, pp. 168-176 等参照。邦語文献としては、山口俊夫『フランス債権法』（東京大学出版会、一九八六年）三五～四〇頁、大村敦志『公序良俗と契約正義』（有斐閣、一九九五年）等参照。
- (14) 予算は法律の形式をとり、予算法律 [loi de finances] として議会の採決を要する（第五共和国憲法四七条）。予算法律の規定の大半は、当該会計年度の終了とともに効力を失うが、ここで引用した規定は、一般的事項に関する規定として、会計年度終了後も効力を維持する性格のものである（滝沢 正『フランス法 第2版』（三省堂、二〇〇二年）二六九～二七〇頁参照）。
- (15) デクレ及び適用デクレについては、松川正毅『実践フランス法入門第41回 法規範・条文（2）』国際商事法務二四卷八号八八六～八八七頁

参照。

- (16) Cour d'appel d'Aix-en-Provence, 14 mars 1973, *Gaz. Pal.*, 1974, 1, 37.
- (17) 旧民事訴訟法五八一条は、後述のように一九七二年七月五日の法律七二一六号二六条によって廃止されることになったが、次のように規定していた。「次に掲げる物は、差し押えることができない。(1)法律によつて差し押えることができないと宣言された物、(2)裁判によつて定められた生活料、(3)遺言者または遺言者によつて差し押えることができないと宣言された自由に処分しうる金額および物件、(4)遺言または贈与書類が差し押えることができないと宣言していない場合でも、生活の資のための金額および年金。」(邦訳はフランス民事訴訟法典翻訳委員会「フランス民事訴訟法典の翻訳」(11)「法協八九巻四号四二八頁による」)
- (18) Trib. inst. Montmorency, 28 février 1974, *Gaz. Pal.*, 1974, 1, 427. 上の判決の評釈として BARBIER (L.), *Note, Gaz. Pal.*, 1974, 1, 428 参照。
- (19) 原文には「一九七二年七月七日の法律」とあるが、誤植だと思われる。
- (20) 民法一九一五条は寄託契約の定義規定である。
- (21) Trib. gr. inst. Charleville-Mézières, 28 novembre 1975, *Gaz. Pal.*, 1976, 2, 471; J. C. P. éd., G., 1976, IV, 6598. 上の判決の評釈として BASSIE (J.), *Saisie-arrest d'un compte de dépôt totalement ou partiellement alimenté par des revenus dont une portion est insaisissable : Une Troisième Voie, Gaz. Pal.*, 1976, 2, 518 参照。
- (22) Cour d'appel de Limoges, 7 mai 1979, *Gaz. Pal.*, 1979, 2, 634. 上の判決の評釈として BERTIN (P.), *Note, Gaz. Pal.*, 1979, 2, 635 を参照。
- (23) 原文には「二〇九二条」とあるが、「二〇九三条」の間違いだと思われる。
- (24) 旧民事訴訟法五五七条以下は「停止差押または故障の申立て」に関する規定である。
- (25) Cour d'appel de Riom, 26 mars 1980, *Gaz. Pal.*, 1980, 2, 392.
- (26) Cass. civ. 2e, 25 mai 1987, J. C. P. éd. G., no 34-37, IV, p. 265; *Gaz. Pal.*, 1988, 1, 42. 上の判決の評釈として VERON (M.), *Note, Gaz. Pal.*, 1988, 1, 43 を参照。
- (27) 正式には退役市民軍人年金法典 [Code des pensions civiles et militaires de retraite] あるいは一九六四年十二月二六日の法律六四—一三三九号と呼ばれる。L五六条は、傷痍軍人のために設定された年金の差押制限規定である。
- (28) 市民軍人年金法典L五六条によれば、国家、県、市町村、公施設 [établissement public]、海外自治領 [territoires d'outre-mer] を指す。
- (29) 動産総体の上に認められる一般の先取特権を定めた規定である。

- (30) Trib. inst. Lyon, 15 mars 1989, *Gaz. Pal.*, 17-19 septembre 1989, 16.
- (31) この法律については、その邦訳として山本和彦「試訳・フランス新民事執行手続法及び適用デクレ（一）」法学五八巻二号一七二〜一九四頁があるほか、山本和彦「フランス新民事執行手続法について（上）（下）」ジュリスト一〇四〇号六九〜七三頁、一〇四一号六一〜六五頁、同・前掲第四章注（2）『フランスの司法』六一〜八八頁、等の紹介がある。
- (32) このデクレについては、その邦訳として山本和彦「試訳・フランス新民事執行手続法及び適用デクレ（二）（三・完）」法学五八巻三号一五二〜一八一頁、五号二〇二〜二〇三六頁があるほか、山本和彦「フランス新民事執行手続法について（上）（下）」ジュリスト一〇四〇号六九〜七三頁、一〇四一号六一〜六五頁、同・前掲第四章注（2）『フランスの司法』六一〜八八頁、等の紹介がある。
- (33) PERROT (R.) et THIERY (P.), *Procédures civiles d'exécution*, Paris, 2000, p. 433, n° 424.
- (34) GUINCHARD (S.) et MOUSSA (T.) (sous la direction de), *2001/2002 Dalloz Action, Droit et Pratique des Voies d'Exécution*, Paris, 2001, p. 737, n° 5379（この項の執筆者は、グルノーブル控訴院判事のジャン＝ピエール・ヴァニヤル [Jean-Pierre Vignat] 氏である）。
- (35) 生活困窮者の就職準備のために給付される手当の、財源は連帯富裕税 [impôt de solidarité sur la fortune] が充てられる。
- (36) GUINCHARD (S.) et MOUSSA (T.) (sous la direction de), *op. cit.*, n° 5380.
- (37) DELLECQ (J.-M.), *La réforme des procédures civiles d'exécution, son application aux opérations de banque*, Paris, 1993, no 388. 同書の第三版でこの立場は維持され、さらに「差押禁止債権にかかる金銭的給付が新たになされたときに、先行の差押禁止の給付がまだ使用されずに口座に残っている場合、後者はその扶養的性格を失っているので、差押可能となる」とその根拠が補足されている (DELLECQ (J.-M.), *op. cit.*, *deuxième édition*, Paris, 1997, n° 388 et note 508°). 同旨 PERROT (R.) et THIERY (P.), *op. cit.*, n° 425; GUINCHARD (S.) et MOUSSA (T.) (sous la direction de), *op. cit.*, n° 5380. かつ、最近「最後の振込分」に限定しない趣旨に理解する判例が現われた。これについては、後掲の破毀院判決 [18] 参照。
- (38) PERROT (R.) et THIERY (P.), *op. cit.*, n° 426.
- (39) DELLECQ (J.-M.), *op. cit.*, *deuxième édition*, Paris, 1997, n° 393.
- (40) PERROT (R.) et THIERY (P.), *op. cit.*, n° 430.
- (41) Trib. gr. inst. Amiens, 4 mars 1993, *D.* 1994, somm. 341.
- (42) Trib. gr. inst. Lyon, 7 mars 1995, *Gaz. Pal.*, 15-17 oct. 1995, 8.

- (43) Cass. 2<sup>e</sup> civ. 9 mars 1994, *Gaz. Pal.*, 25-29 août 1995, 18. 「JG 判決の評釈」より、VERON (M.), *Note, Gaz. Pal.*, 25-29 août 1995, 18 参照。
- (44) Besançon, 5 juin 1996, *Procédures*, 1996, n° 372.
- (45) 社会保障法典 L 八二一—五条によれば、受給者である障害者の生活費の弁済の場合を除いて、讓渡禁止かつ差押禁止とされる。
- (46) PERROT (R.), *Note, Procédures*, 1996, n° 327; GUINCHARD (S.) et MOUSSA (T.) (sous la direction de), *op. cit.*, n° 5377.
- (47) Paris, 8<sup>e</sup> ch, section B, 7 janv. 1999, *Gaz. Pal.*, 5-7 mars 2000, 3.
- (48) Cass. 2<sup>e</sup> civ. 11 mai 2000, *Bull. civ.* II, n° 78; D. 2000, IR. 166; *Gaz. Pal.*, 18-19 juillet 2001, 26; *R. t. d. civ.*, 2000, 641.
- (49) VERON (M.), *Note, Gaz. Pal.*, 18-19 juillet 2001, 26.

## 第五章

- (1) 清水・前掲第三章注(17) 四九頁。
- (2) 準消費貸借によって同時履行の抗弁権が失われると解するものとして、大判大正五年五月三〇日民録二二輯一〇七四頁、準消費貸借前の詐害行為を取り消せなくなると解するものとして、大判大正一〇年九月一九日民録二七輯一七〇七頁がある。
- (3) 大判大正七年三月二五日民録二四輯五三二頁。
- (4) 大判昭和四年五月四日新聞三〇〇四号二二頁。
- (5) 最判昭和三年六月二四日裁判集民三三二卷四三七頁(保証債務の存続を認める)、最判昭和五〇年七月一七日民集二九卷六号一一一九頁(詐害行為取消権の存続を認める)、大判昭和八年二月二四日民集二二卷二六五頁(同時履行の抗弁権の存続を認める)、最判昭和六年二月二三日判時一二二八号八四頁(同時履行の抗弁権の存続を認める)。
- (6) 我妻栄『新訂債権総論(民法講義Ⅳ)』(岩波書店、一九六四年) 五七〇頁、西村信雄編『注釈民法(11) 債権(2)』(有斐閣、一九六五年) 四五八〜四六二頁(椿寿夫執筆)、於保不二雄『債権総論(新版)』(有斐閣、一九七二年) 三四一〜三四二頁、奥田昌道『債権総論(増補版)』(悠々社、一九九二年) 四七三〜四七五頁、野澤正充『叢書民法総合判例研究 債務引受・契約上の地位の移転』(一粒社、二〇〇一年) 三二〜三七頁。ただし、保証債務や第三者の設定した約定担保物権について、引受人に移転しない場合がある(大判大正一一年三月一日民集一卷八〇頁、最判昭和三十七年七月二〇日民集一六卷八号一六〇五頁、最判昭和四六年三月一八日判時六三三三号七一頁、さらに本注掲記の各文献参照)。

- (7) 田中誠二『新版 銀行取引法(四全訂版)』(経済法令研究会、一九九〇年)二六三頁、後藤紀一「振込取引における法律関係」香法二巻一  
号三七〇八六頁、近藤弘二「預金契約の成立」鈴木祿弥・竹内昭夫編『金融取引法大系第2巻 預金取引』(有斐閣、一九八三年)六一―六  
三頁、今井克典「振込システムの法的構成(四)」名法一六三号一九六―二〇頁等参照。
- (8) 委任が代理権の授与を伴っている場合には、復代理人の権利義務に関する民法一〇七条の適用が可能である(最判昭和五年四月九日民集  
三〇巻三号二〇八頁、幾代通・広中俊雄編『新版注釈民法(16) 債権(7)』(有斐閣、一九九〇年)二二八―二二九頁)。
- (9) 第四章第一節における判例〔1〕。
- (10) 第四章第一節における判例〔5〕。
- (11) 第三章第一節における判例〔5〕、〔6〕、〔7〕、〔8〕。
- (12) 第三章第一節における判例〔8〕。
- (13) 一九九二年七月三十一日のデクレ四四四条第二項(第四章第2節参照)。
- (14) 第三章第二節注(6) 掲記の文献がそれである。
- (15) 鈴木・三ヶ月・宮脇・前掲第三章注(6) 一三六頁(上谷 清執筆)。
- (16) 香川・前掲第三章注(7) 三九八頁(宇佐見隆男執筆)。
- (17) 鈴木・三ヶ月・前掲第三章注(7) 五三九頁(五十部豊久執筆)。香川・前掲第三章注(7) 三九七頁(宇佐見隆男執筆)。
- (18) 第三章注(8) で紹介した、次の裁判例のみである。東京高決昭和三年七月一〇日下民九卷七号二二五七頁、東京高決昭和三年六月二  
二日判時一九九号二五頁、福岡高決昭和七年二月二二日判時六九七号六一頁、福岡高決昭和五年三月一九日判時八二四号八一頁。  
差押禁止範囲の拡張を認めない理由として、注(18) 引用の裁判例は、それぞれ次のような事情を挙げている。東京高決昭和三年七月一  
〇日下民九卷七号二二五七頁(①と②の要件を具備していない)。東京高決昭和三年六月二二日判時一九九号二五頁(①を具備しているが、  
③を具備していない)。福岡高決昭和七年二月二二日判時六九七号六一頁(①と③の要件を具備していない)。福岡高決昭和五年三月  
一九日判時八二四号八一頁(①と②の要件を具備していない)。
- (20) 否定例として、大阪高決昭和五年一〇月五日判タ五四二号二二二頁、東京高決平成二年一月二二日金法一二五七号四〇頁、仙台地裁気仙  
沼支部決平成四年一月一七日判タ七九七号二六三頁、東京地裁八王子支部決平成一年六月八日判タ一〇五〇号二七六頁。肯定例として、  
札幌高決昭和六〇年一月二二日判タ五五四号二〇九頁、東京高決平成二年三月二二日判タ一〇五〇号二七五頁(先の東京地裁八王子支部決

平成一一年六月八日の抗告審。

(21) 一九九二年七月三十一日のデクレ四四四条、四六条(第四章第2節参照)。

(22) 佐藤・前掲第三章注(16)二二二頁。

(23) 石井眞司・伊藤進・上野隆司「鼎談 金融法務を語る 第四〇回 年金受給権等の差押禁止債権が預金口座に振り込まれた後の差押および相殺の効力」銀行法務21五〇四号四〇頁(伊藤進発言)、伊藤・前掲第三章注(14)二〇頁、伊藤進「金融機関の信用供与と年金等の振込を源資とする預金債権との相殺について」金法一五四六号六五頁参照。

(24) 高木多喜男「担保物権法〔第3版〕」(有斐閣、二〇〇二年)三三八頁。

(25) 「2」に対する上告理由がこの点を指摘している(判時一二七六号五二頁)。また、石井・伊藤・上野・前掲注(23)三九頁(石井眞司発言)も同旨であろう。

(26) 長尾・前掲第三章注(13)。

(27) 長尾・前掲第三章注(12)。

(28) 伊藤・前掲第三章注(14)。宮川・前掲第三章注(15)。

(29) 秦光昭「差押禁止債権の支払が銀行口座に振り込まれた後の銀行預金債権の差押え」金法一三六四号六九頁。同旨、伊藤・前掲第三章注(14)一九頁。